第Ⅱ期富津市子ども・子育て支援事業計画

令和２年３月

富津市

ごあいさつ

全国的に少子・高齢化が加速する中で、令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化をはじめ、子育て親子を取り巻く社会・経済環境は日々変化しております。

富津市においても、年少人口の減少傾向が続く一方、働き方改革などのライフスタイルの変化に伴い、子育て支援サービスへの需要は高まり、求められるサービスの内容も多様化しております。

このような状況を踏まえ、富津市では、子育てしやすいまち日本一を実現するため、富津市地域交流支援センターの開設をはじめ、地域全体での子育て支援を図る施策を実施するとともに、きめ細やかな支援を行い、安心して子育てできる環境の整備を進めてまいりました。

令和２年度から始まる本計画では、第Ⅰ期計画をさらに推し進め、「子どもの笑顔があふれ、子育てする喜び、育つ喜びを感じられるまち」「市民の皆さんが自信を持って次世代にバトンを渡せる富津市づくり」の実現を引き続き目指してまいります。

計画の推進にあたっては、富津市にお住まいの方をはじめ、事業所、団体等の皆様との連携と協働が必要不可欠であると考えておりますので、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、様々な立場から貴重なご意見やご提言をいただいた富津市子ども・子育て会議委員をはじめ、ニーズ調査やパブリック・コメント等においてご意見をいただいた多くの皆様に、心より御礼申し上げます。

令和２年３月

富津市長　高　橋　恭　市

目次

第１章　計画策定にあたって 1

1-1.　計画策定の背景 1

1-2.　計画の位置づけ 2

1-3.　計画の期間 3

1-4.　計画の策定 3

第２章　本市の子ども・子育てをめぐる環境 4

2-1.　人口、世帯、人口動態等 4

2-2.　将来人口の見通し 7

2-3.　ニーズ調査から見た子育ての状況 8

2-4.　本市の子ども・子育て支援の課題 29

第３章　計画の基本的な考え方 31

3-1.　計画の基本理念 31

3-2.　計画の基本目標 32

第４章　事業計画 33

4-1.　教育・保育提供区域の設定 33

4-2.　幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策 34

4-3.　地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 40

4-4.　幼児期の教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策 48

4-5.　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 48

4-6.　産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 49

4-7.　学童期の子どもの放課後の居場所づくり 49

4-8．子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携……51

4-9．職業生活と家庭生活との両立の推進……52

第５章　子ども・子育ての施策……53

5-1．施策の体系……53

5-2．成長段階ごとの施策……54

第６章　計画の推進体制……63

6-1．関連機関との連携……63

6-2．計画の達成状況の点検・評価……63

参考資料……64

1　計画策定の経過……64

2　富津市子ども・子育て会議設置条例……65

3　富津市子ども・子育て会議委員名簿……66

第１章　計画策定にあたって

1-1. 計画策定の背景

国の少子化対策は、平成２年に合計特殊出生率（一人の女性が15歳から49歳までに産む子どもの数の平均）が1.57と判明したところから始まりました。

その後、国ではさまざまな方針や取組を発表・実行し、市町村もそれに基づき、取組が進められてきました。

そして、平成24年の子ども・子育て関連３法の成立を受けて、子ども・子育て支援新制度が施行され、本市を含め、全国の市町村では、第１期の子ども・子育て支援事業計画を策定し、地域の実情に応じた『質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供』、『保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善』、『地域の子ども・子育て支援の充実』に取り組んできました。

さらに、第１期計画の策定後には、子ども・子育て支援法の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」の閣議決定等を踏まえ、平成29年６月に国から「子育て安心プラン」が発表され、『待機児童の解消』、『女性の就業率の向上（M字カーブの解消）』、『保育の受け皿の拡大と質の確保、保育人材の確保』、『保護者への「寄り添う支援」の普及促進』といった方向性が打ち出されています。同年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、子育て世代、子ども達に大胆に政策資源を投入することとされ、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されました。

本市では、市民の様々なニーズに応え、子ども・子育て支援を総合的、計画的に推進するため、富津市次世代育成支援行動計画を引き継いだ子ども・子育て支援の総合的な計画に、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画を一体のものとして、平成27年３月に富津市子ども・子育て支援事業計画　第Ⅰ期（計画期間：平成27年度から５年間）を策定しました。この計画が令和元年度末をもって終了することから、市民に対する子育て支援に関する意向調査を改めて実施し、本市の現状と課題を再度分析・整理して、令和２年度から令和６年度までの５年間を計画期間とした第Ⅱ期富津市子ども・子育て支援事業計画を策定するものです。

1-2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、同法に基づく業務の円滑な実施に関する事項を定めています。

さらに、「富津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」をはじめ、関連する福祉、教育等の計画と連携・整合を図りながら策定します。

また、障がい児に関わる事項については、「いきいきふっつ障害者プラン」（障害児福祉計画）との調和を保つべき計画として策定します。

なお、この計画は、「富津市次世代育成支援行動計画」の後継としても位置づけられています。

【計画の位置づけ】

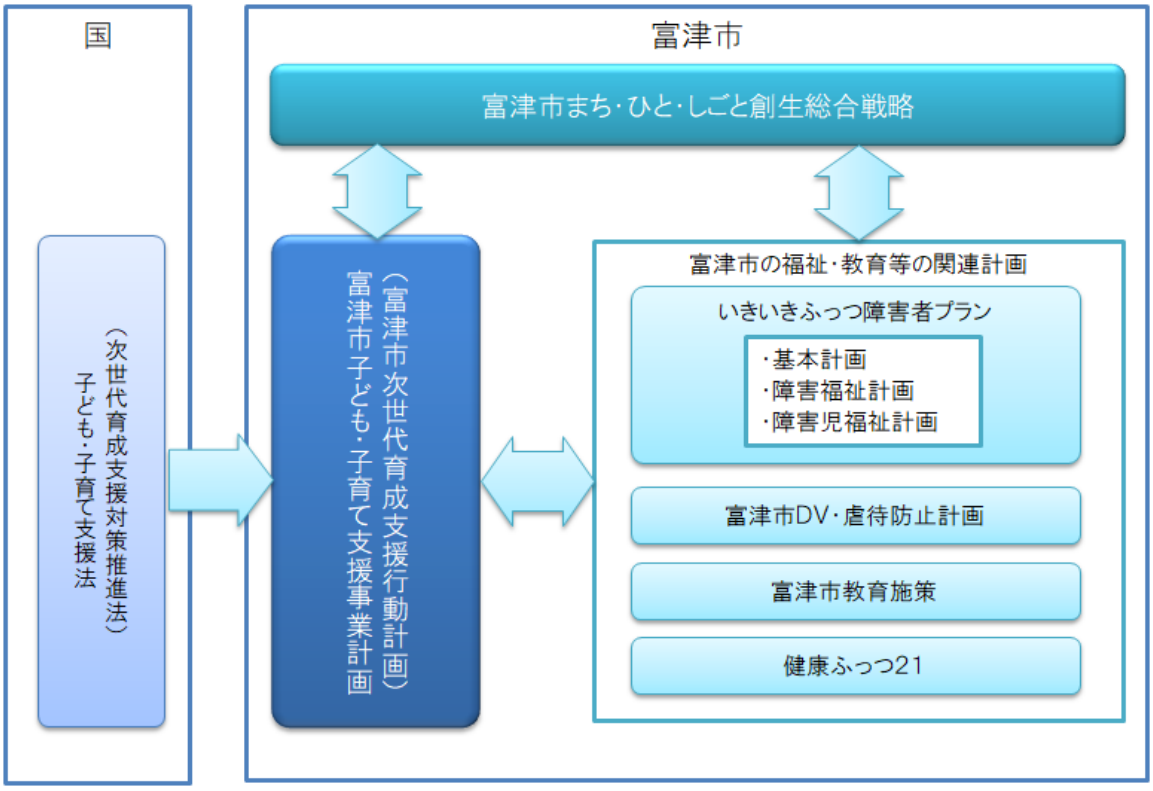

1-3. 計画の期間

この計画の期間は、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づき、令和２年度から令和６年度までの５年間を第Ⅱ期として策定します。

なお、富津市子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況、成果について、年度ごとに分析・評価をしていきます。

【計画の期間】

1-4. 計画の策定

本計画は、第Ⅰ期計画に基づく取組内容を検証し、国・県の動向を踏まえて、富津市の現状に即した実効性のある施策の展開を図るものとします。計画に定める事項については、「子ども・子育て支援法第61条第2項各号及び第3項各号に定める事項」、「次世代育成支援対策推進法第8条第2項各号に定める事項」を基本に策定します。

施策の総合的な展開を示す部分については、平成30年10月に実施した「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」の結果を踏まえ、保護者、事業主・労働者の代表者、関係する事業の従事者、学識経験者で構成する「富津市子ども・子育て会議」での意見の聴取、パブリックコメントを通して、広く市民の方の意見をお聞きして策定したものです。

また、法定の子ども・子育て支援事業計画部分については、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援における需給計画として、教育・保育、地域子ども子育て支援事業の量の見込みの推計をするにあたって、国の示す手引きにおける推計フロー、算出方法に基づいて策定しています。

なお、各施策の実施状況の分析・評価を行い、「富津市子ども・子育て会議」等の意見を聴きながら、必要に応じ、計画の修正を行います。

第２章　本市の子ども・子育てをめぐる環境

2-1.　人口、世帯、人口動態等

（１）人口・世帯の推移

過去20年の人口と世帯数の推移をみると、人口は減少傾向が継続しており、平成30年では約44,000人となっています。

世帯数は緩やかな増加傾向にあります。

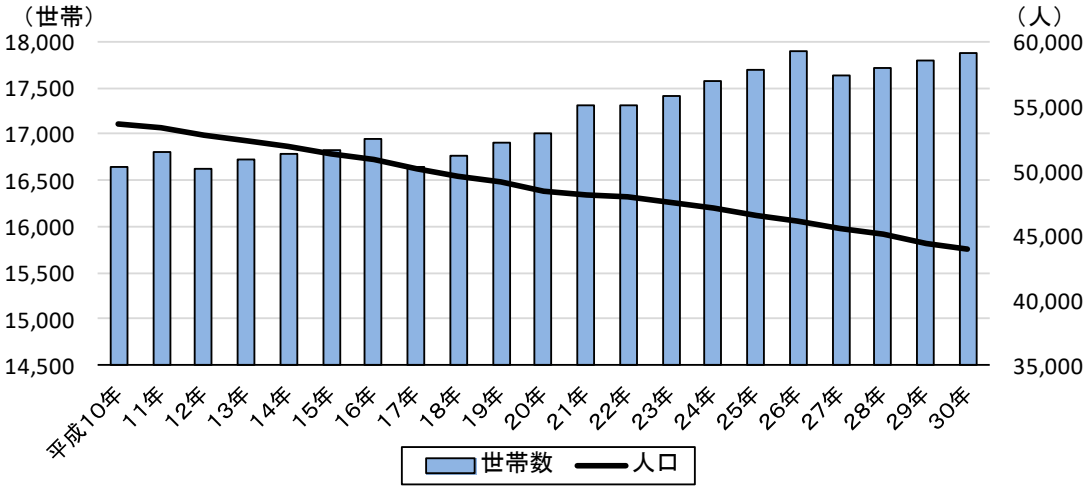

図　人口・世帯数の推移（資料：千葉県毎月常住人口調査）

（２）人口動態

過去20年の人口動態をみると、自然増減、社会増減ともに減少傾向が続いています。

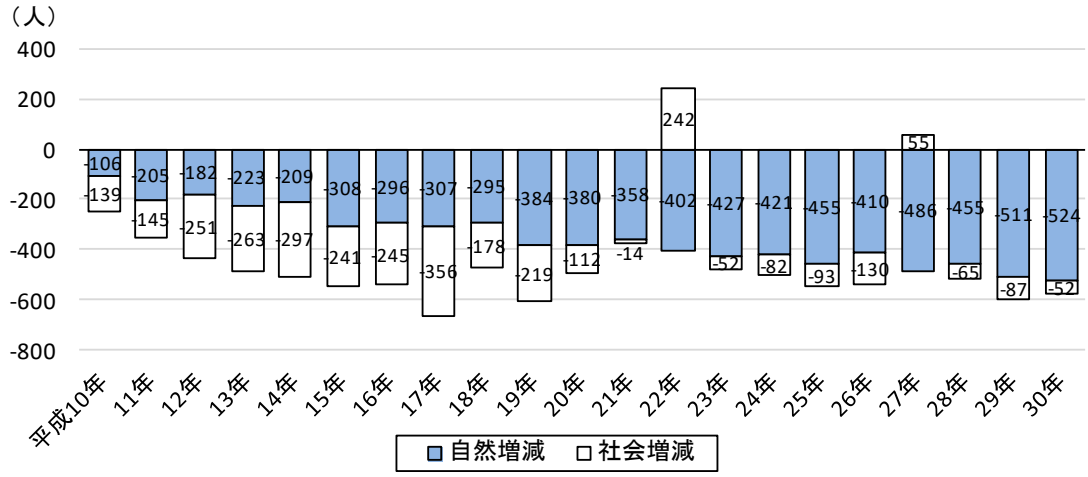

図　人口動態の推移（資料：千葉県毎月常住人口調査）

※自然増減：出生数から死亡数を差し引いたもの
　社会増減：転入数から転出数を差し引いたもの

（３）年齢別人口

年齢別人口をみると、14歳以下の人口、15歳から64歳までの生産年齢人口が減少傾向、65歳以上の老年人口が増加傾向にあり、平成27年には14歳以下の人口が1割未満となっています。年少人口の減少率と比較して老年人口の増加率が大きいことから、高齢化が加速しています。

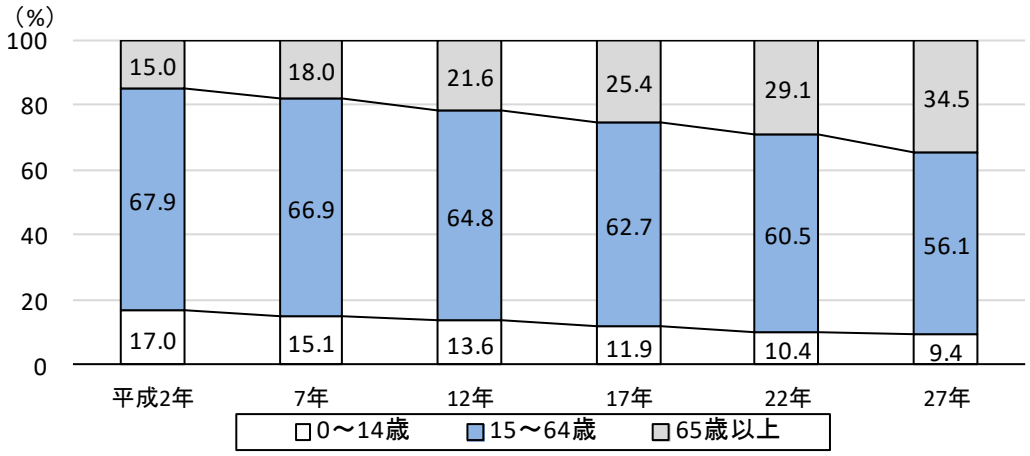

図　年齢別人口の推移（資料：国勢調査）

（４）合計特殊出生率

合計特殊出生率を比較すると、やや年度ごとのばらつきがあるものの、全国、千葉県の率と比較し大きく下回っています。

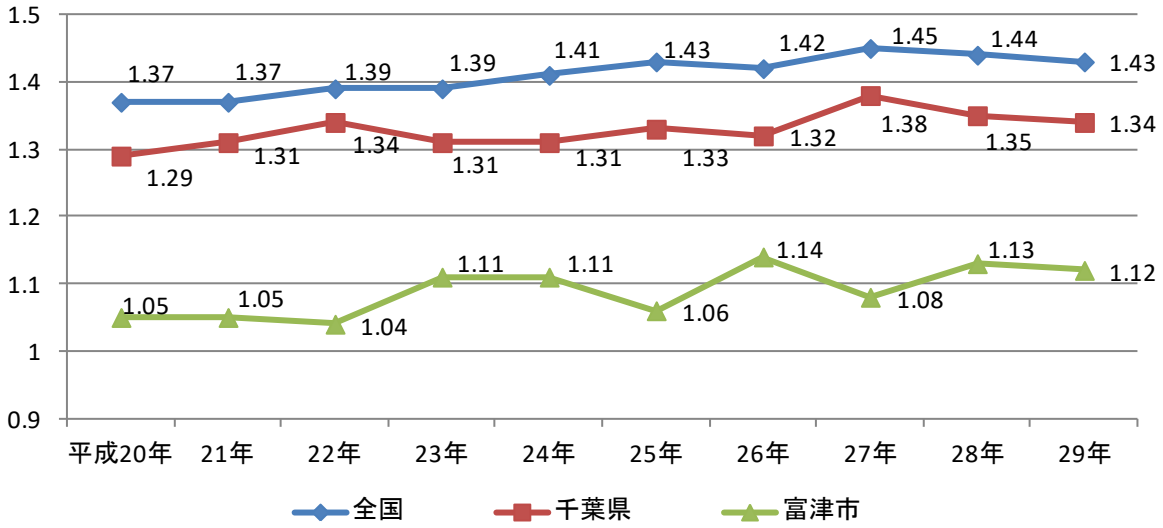

図　合計特殊出生率の推移（資料：千葉県人口動態調査）

※合計特殊出生率：出産可能年齢（15歳～49歳）の女性に限定し、年齢ごとの出生率を足し合わせ、1人の女性が生涯、何人の子どもを産むのかを推計したもの

（５）核家族世帯、子どものいる世帯

核家族世帯及び子どものいる世帯の推移をみると、子どものいる世帯の割合は、平成7年からの20年間で約半分になっています。

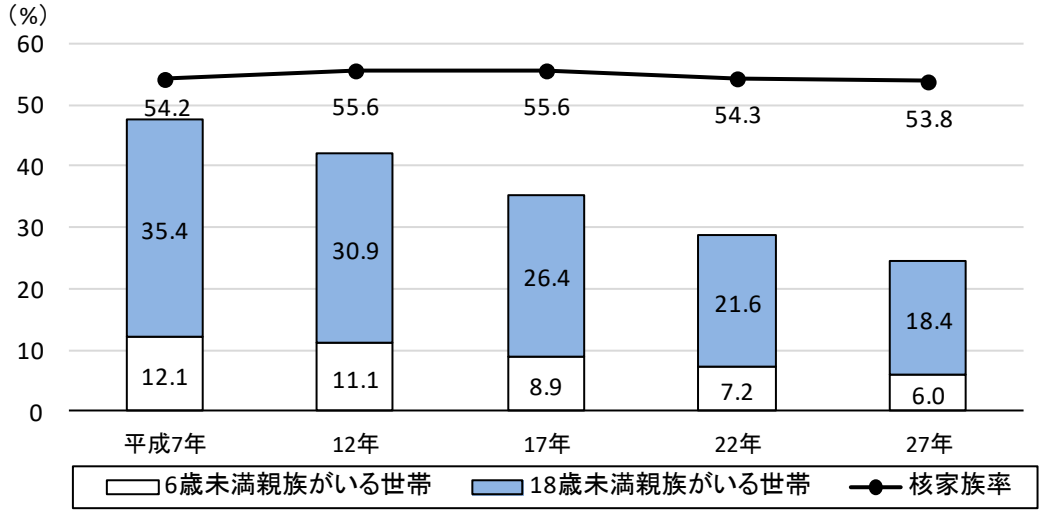

図　核家族率、子どものいる世帯（資料：国勢調査）

（６）女性労働力率

年齢別女性労働力率をみると、緩やかなM字型曲線を描いています。全国、千葉県と比較しても、ほとんど同水準です。ほぼ全体の年代で労働力率が高くなっており、特に、育児世代である30歳代の労働力率が高くなっているのが特徴です。

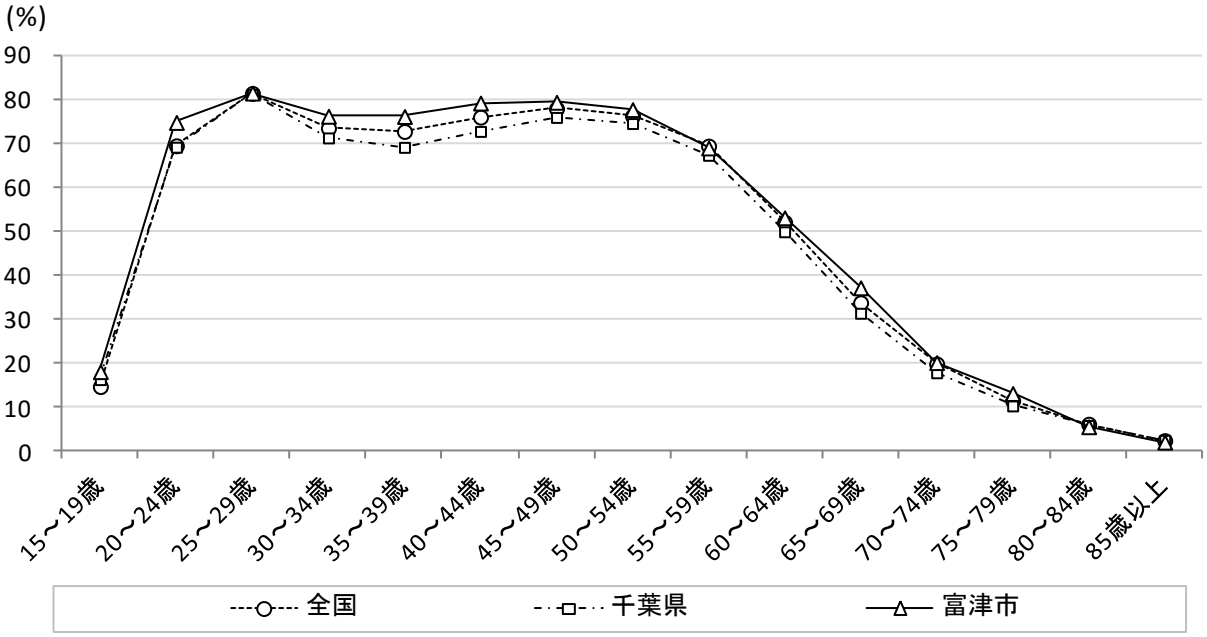

図　年齢別女性労働力率（資料：平成27年国勢調査）

2-2. 将来人口の見通し

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の「日本の地域別将来推計人口」（平成30年３月推計）による本市の人口の見通しをみると、総人口は令和7年で約40,000人と予想されます。

年齢別人口をみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は継続して減少していきますが、これまで増加していた老年人口（65歳～）も減少に転じることが予想されます。

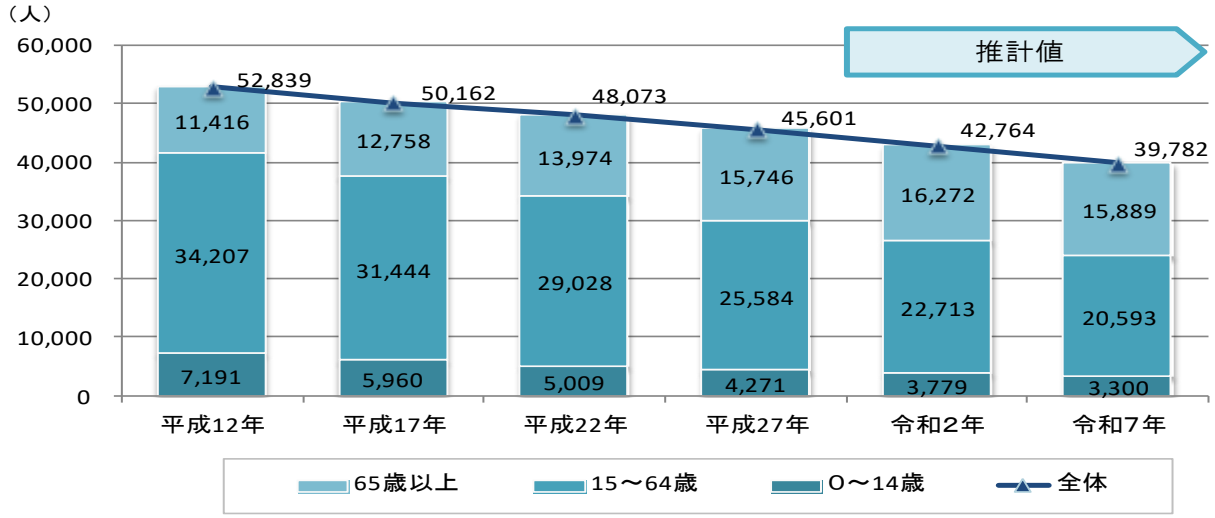

図　総人口及び年齢別人口の推計

※「年齢不詳」があるため年齢別人口の合計と全体が一致しない年があります。

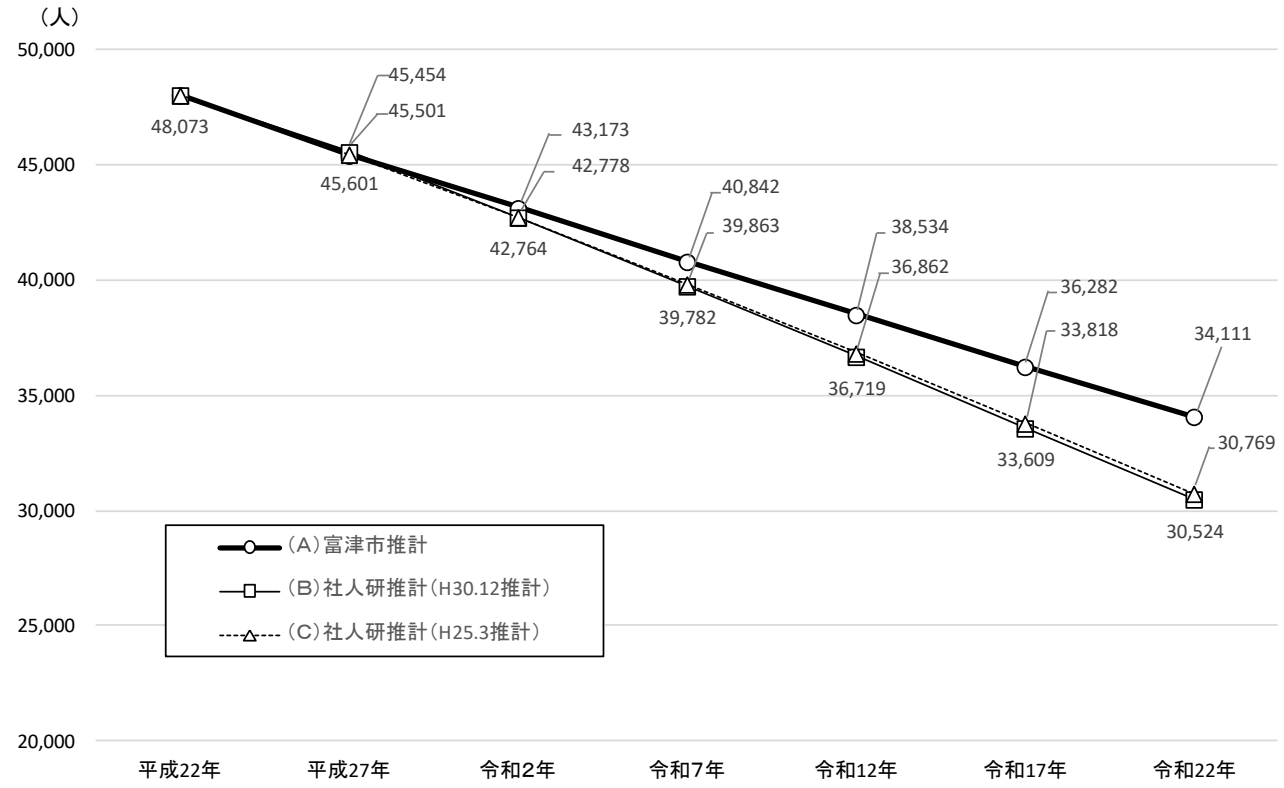

図　人口の将来展望（資料：富津市人口ビジョン2040に係る現状分析〔西暦を和暦に変更〕）

2-3．ニーズ調査から見た子育ての状況

（1）調査の概要

本計画の策定にあたり、子育て世代の方々の子ども・子育て支援に関する利用希望・ご意見を把握するために、「就学前児童」、「小学生」の全児童の保護者を対象にアンケート形式によるニーズ調査を実施しました。

■調査の実施方法

調査票「第Ⅱ期子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」		
調査対象者	就学前児童（０～５歳）全員の保護者	就学児童（小学１～６年生）全員の保護者
調査件数	1,493 件	1,776 件
調査内容	家庭等の子育て環境、保護者の就労状況、定期的な教育・保育事業の現状・利用意向、地域の子育て事業の現状・利用意向、育児休業、児童虐待等に関する設問	

■調査時期と調査方法

調査時期	平成30年10月18日～10月31日	
調査方法	就学前児童	郵便
	小学生	学校配付・回収

■調査票の配付・回収状況

	配付数	回収数	回収率
就学前児童	1,493 票	741 票	49.6%
小学生	1,776 票	1,422 票	80.1%

・図表中の「ｎ（回答者数）」は、各設問に該当する回答者の総数であり、回答率（％）の母数をあらわしています。
・調査結果の数値については小数第２位を四捨五入しているため、単数回答（選択肢が１つの問）においても、内訳を合計して100％に合致しない場合があります。
・複数回答（選択肢を2つ以上選んでもよい問）においては、合計が100％を超える場合があります。

（2）調査結果

Ⅰ）前回（平成25年度）調査から効果が見られる点について

①市の取組への満足度について

・「就学前児童」、「小学生」とも前回調査よりも、市の取組への満足度が向上しています。

【就学前児童】

・前回調査と比較すると、「満足度が高い」と「満足度がやや高い」の合計が8.2%から17.6%へ9.4ポイント増加しています。
・「満足度がやや低い」と「満足度が低い」の合計が45.8%から30.7%へ15.1ポイント減少しており、満足度向上の傾向が明らかになっています。

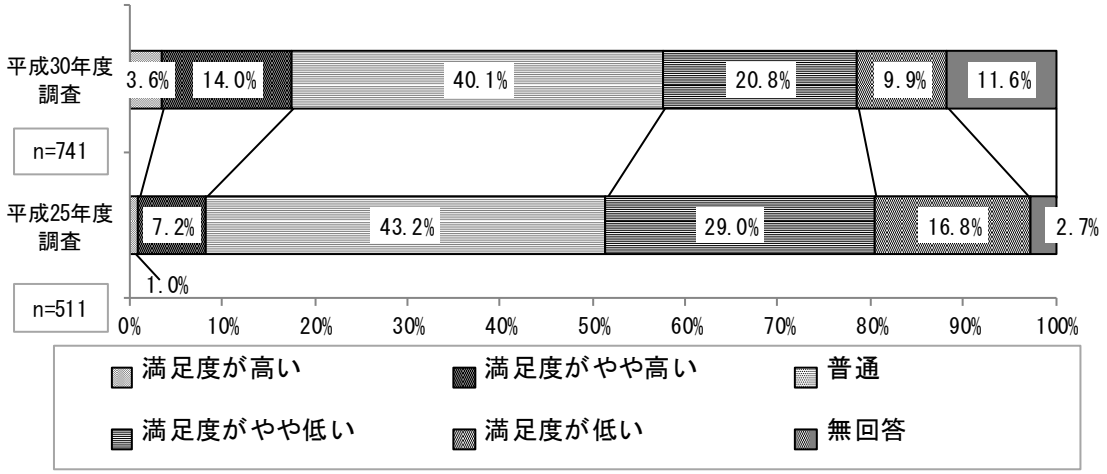

【小学生】

・前回調査と比較すると、「満足度が高い」と「満足度がやや高い」の合計が6.0%から9.7%へ3.7ポイント増加しています。
・「満足度がやや低い」と「満足度が低い」の合計が54.3%から36.1%へ18.2ポイント減少しており、満足度向上の傾向が明らかになっています。

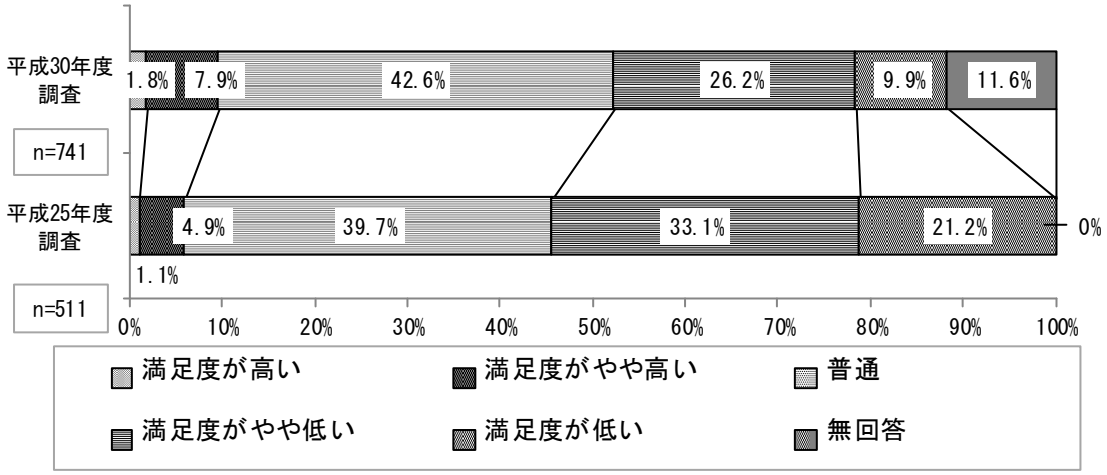

②育児休業の取得状況について

・育児休業の取得は、母親、父親のいずれも前回調査から増加しています。

・育児休業制度の利用状況をみると、母親は「取得した（取得中である）」が前回調査の23.1%から32.5%へ9.4ポイント増加しています。同じく父親も前回調査の3.3%から4.4%へ1.1ポイント増加しており、育児休業の取得の増加傾向が明らかになっています。

【就学前児童　母親】　育児休業取得の有無

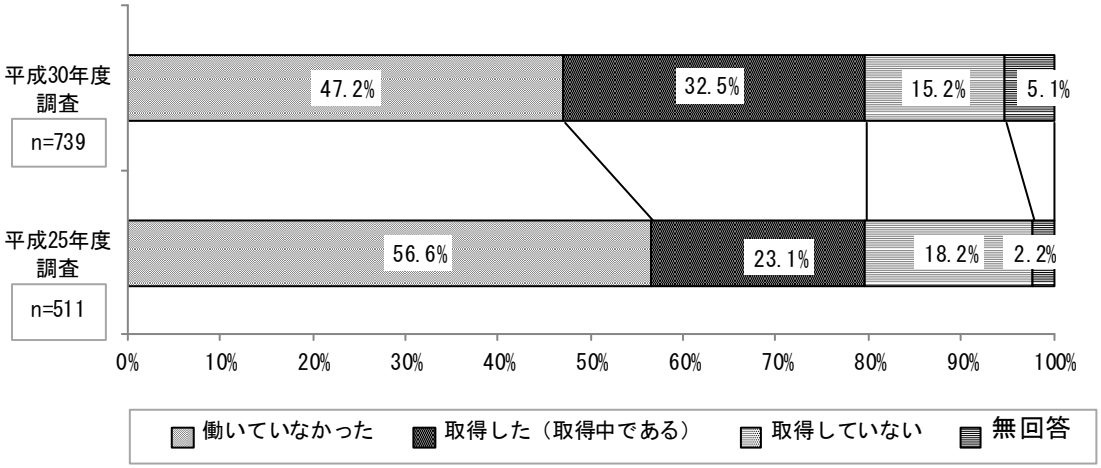

【就学前児童　父親】　育児休業取得の有無

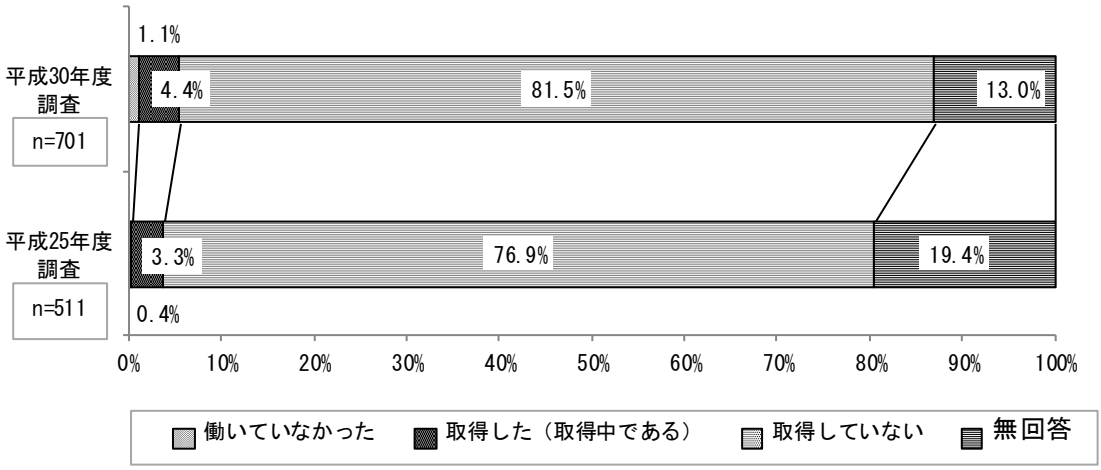

Ⅱ）主な調査結果について

①相談先について

・子どもや子育てについて、気軽に相談できる相手や場所がない人が「就学前児童」、「小学生」とも数パーセントいます。
・子育てに対する意識では、相談できる相手が、「いる／ある」では「子どもがいると毎日楽しい」（76.3%）が最も多く、「いない／ない」では「子育てについて不安になったり悩むことがある」（71.8%）が最も多く、相談できない影響が表れています。

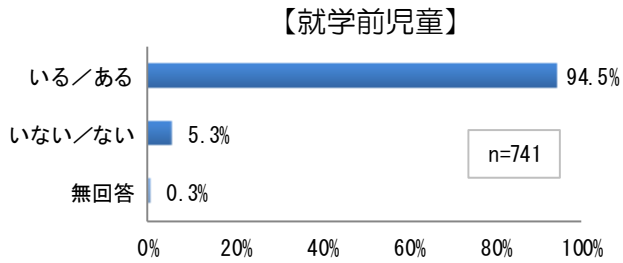

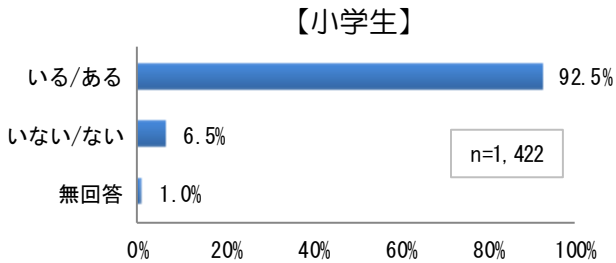

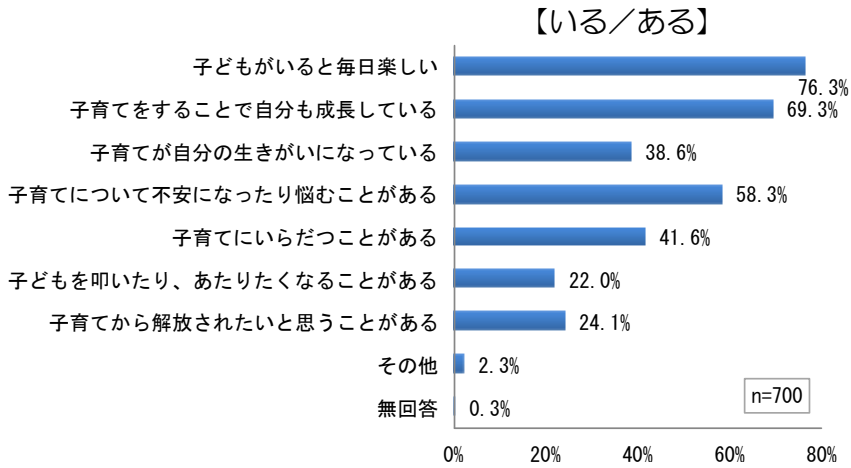

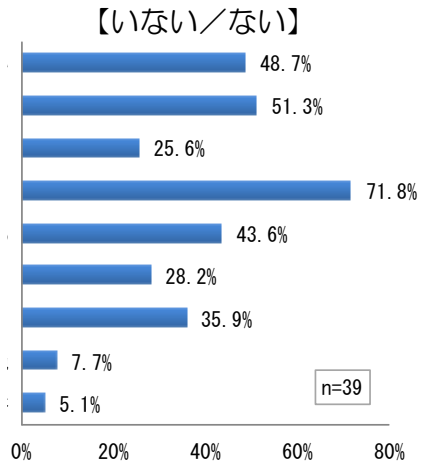

②家庭の経済状況について

・「大変苦しい」、「やや苦しい」で約半数になっています。
・「就学前児童」では、「大変苦しい」（11.3%）+「やや苦しい」（37.5%）で 48.8%、「小学生」では、「大変苦しい」（15.1%）+「やや苦しい」（37.2%）で 52.3%になっています。

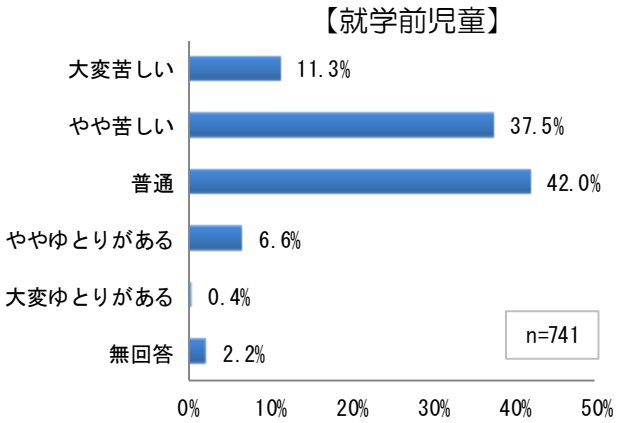

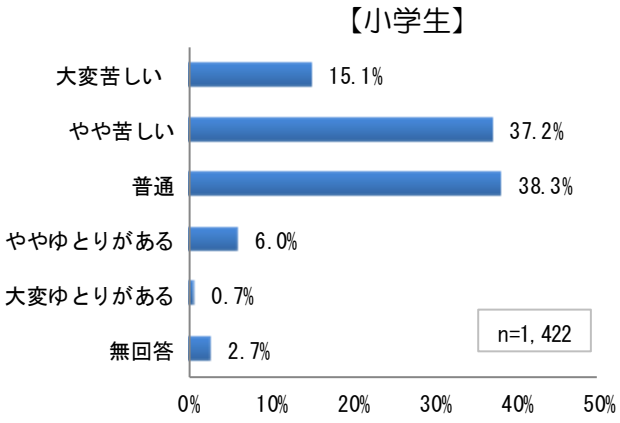

③母親の就労状況について

・「就学前児童」、「小学生」とも前回調査よりも、「フルタイムで就労」、「パート・アルバイト等で就労」の割合がともに増加していることから、働きながら子育てする人のサポートの充実が求められています。これに伴い「現在は就労していない」、「これまで就労したことがない」の割合が減少しています。

【就学前児童】

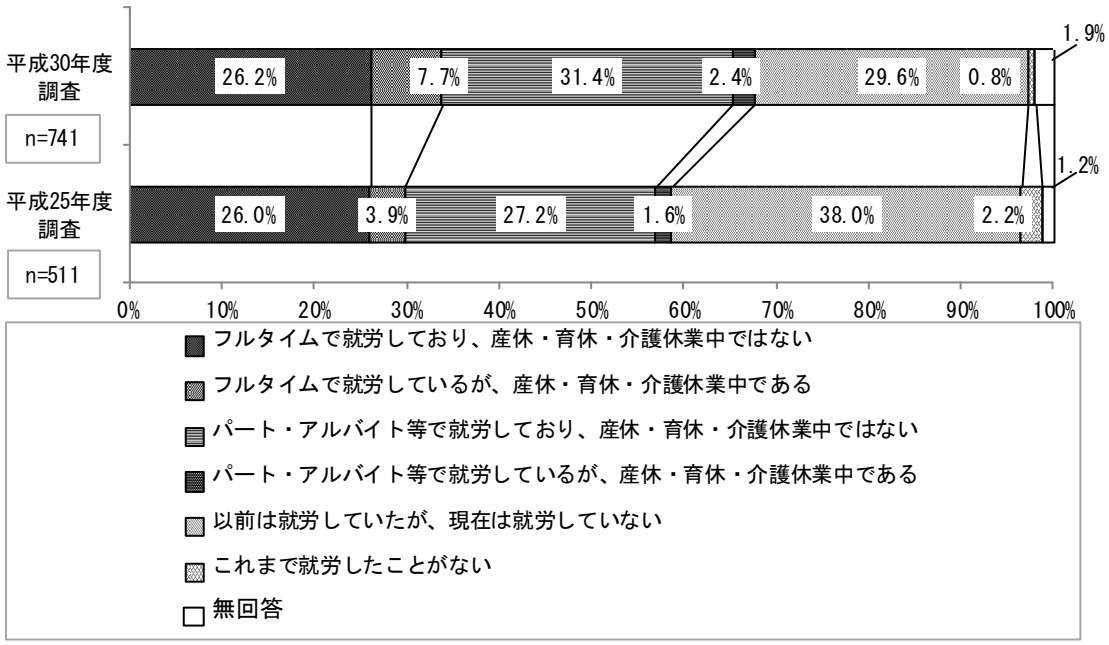

【小学生】

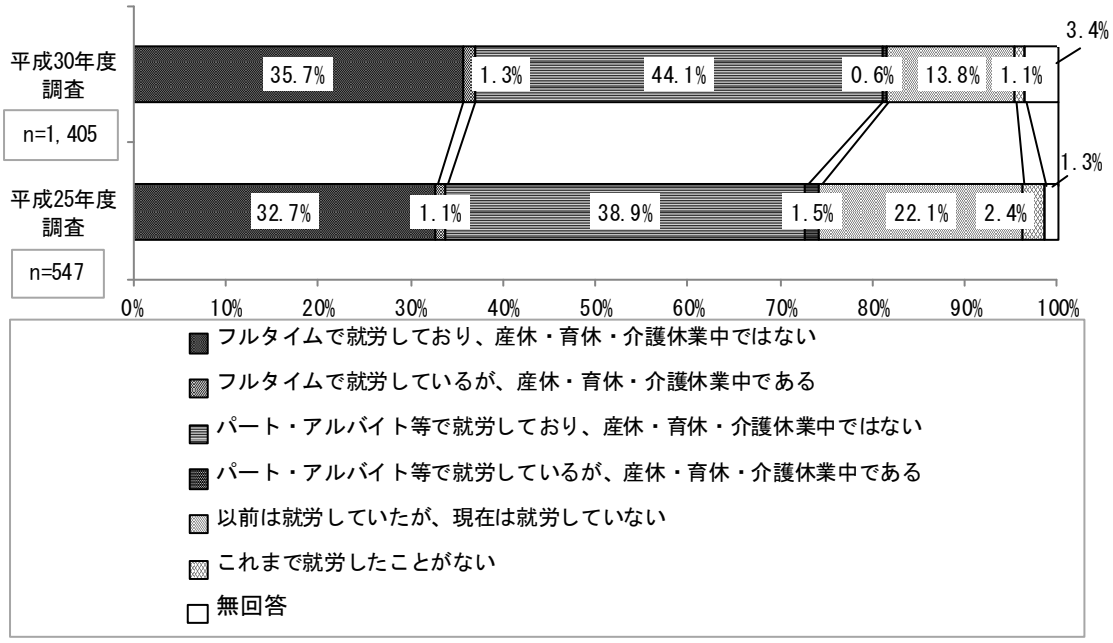

④定期的な教育・保育事業の利用について

・定期的な教育・保育事業の利用は７割以上になっています。
・定期的に利用している事業に対し、利用したい事業では、保育所（園）が 59.0%→54.5%（4.5 ポイント減少）、幼稚園で 31.7%→42.9%（11.2 ポイント増）となっています。
・利用希望日数は、６日が、現状 4.2%→希望 9.5%（5.3 ポイント増）となっています。

■定期的な教育・保育事業の利用

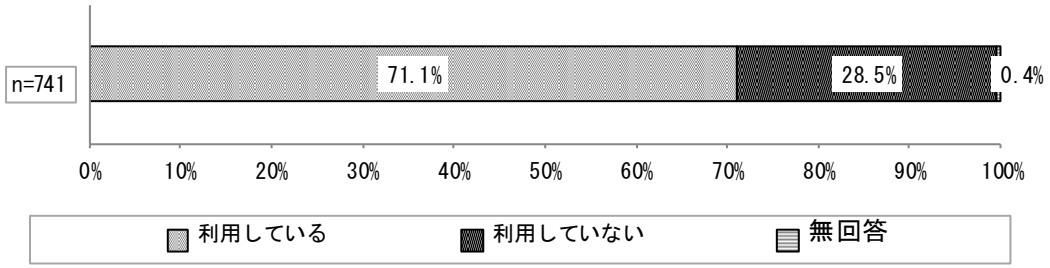

■定期的に利用している教育・保育事業

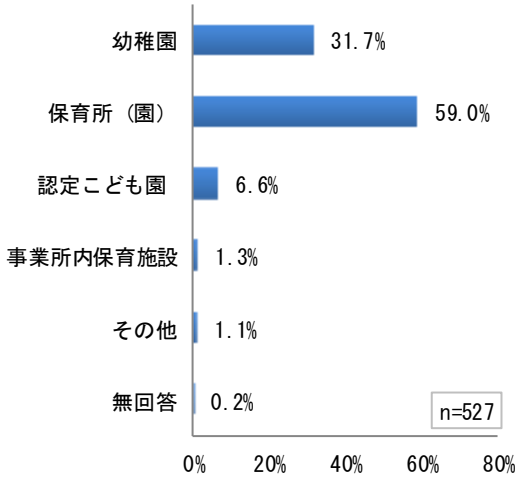

■定期的に利用したい教育・保育事業

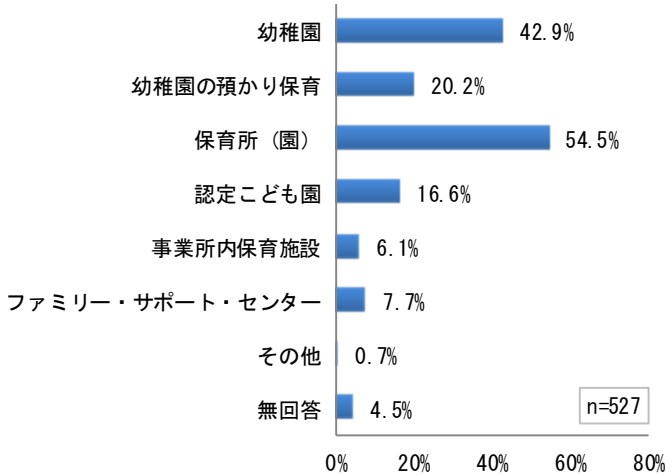

■定期的に利用している教育・保育事業の現在の利用日数
■定期的に利用したい教育・保育事業の希望の利用日数

【現在】

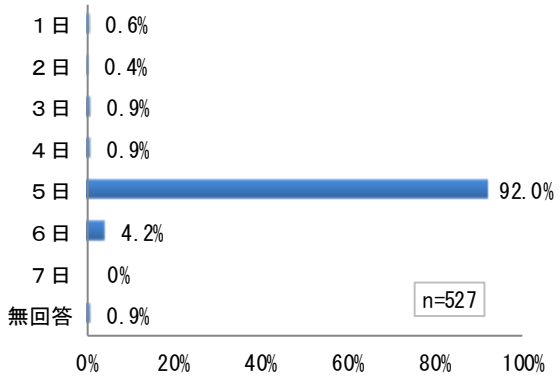

【希望】

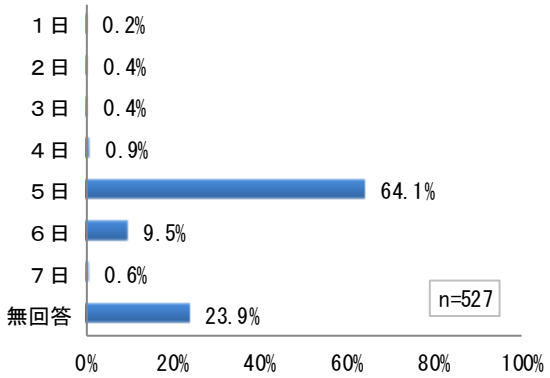

⑤幼稚園について

・幼稚園の年齢別利用者数は、「６歳」（35.9％）、「５歳」（27.5％）、「４歳」（25.1％）となっており、年齢があがると共に利用者数が多くなっています。
・利用希望日数は、6日希望（5.4％）が現在（0％）よりも、5.4ポイント増えています。

■幼稚園の年齢別利用者数

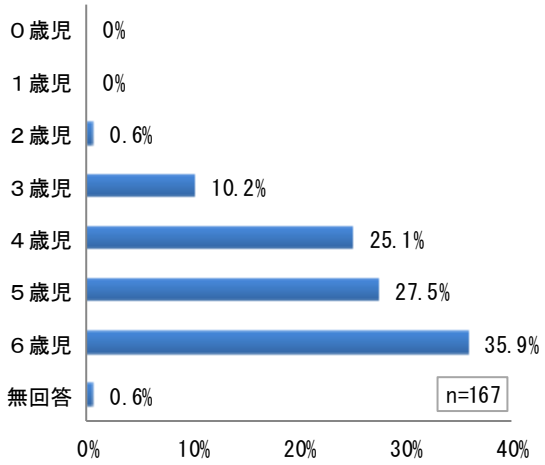

■定期的に利用している教育・保育事業の現在の利用日数（幼稚園）
■定期的に利用したい教育・保育事業の希望の利用日数（幼稚園）

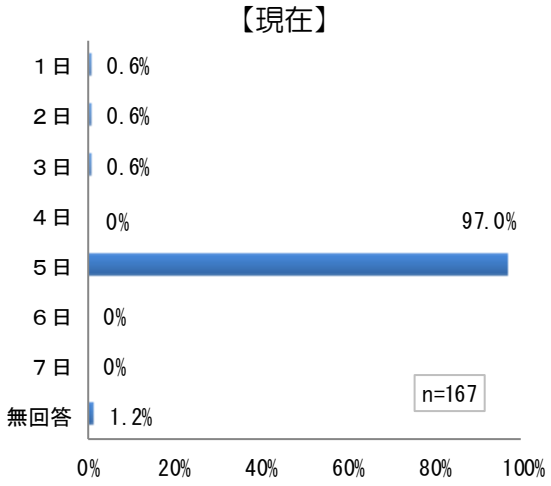

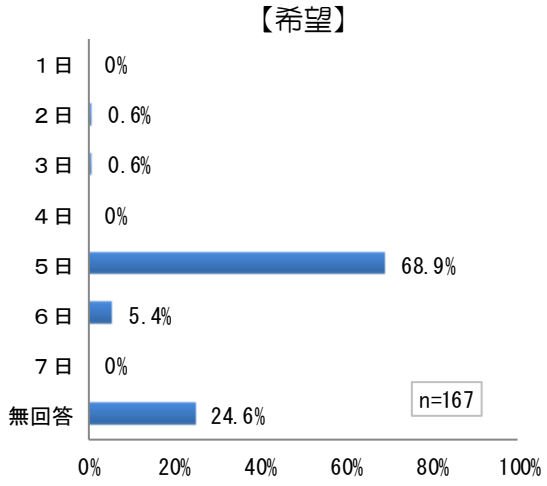

・幼稚園の利用時間では、9時間以上の希望者の割合が現在よりも多くなっています。
・利用終了時刻では、18時台～19時台以降の希望者の割合が現在よりも多くなっています。一方、14時台希望者は、現状（30.5%）から希望（6.6%）へ、23.9ポイント減少しています。

■定期的に利用している教育・保育事業の現在の利用時間（幼稚園）
■定期的に利用したい教育・保育事業の希望の利用時間（幼稚園）

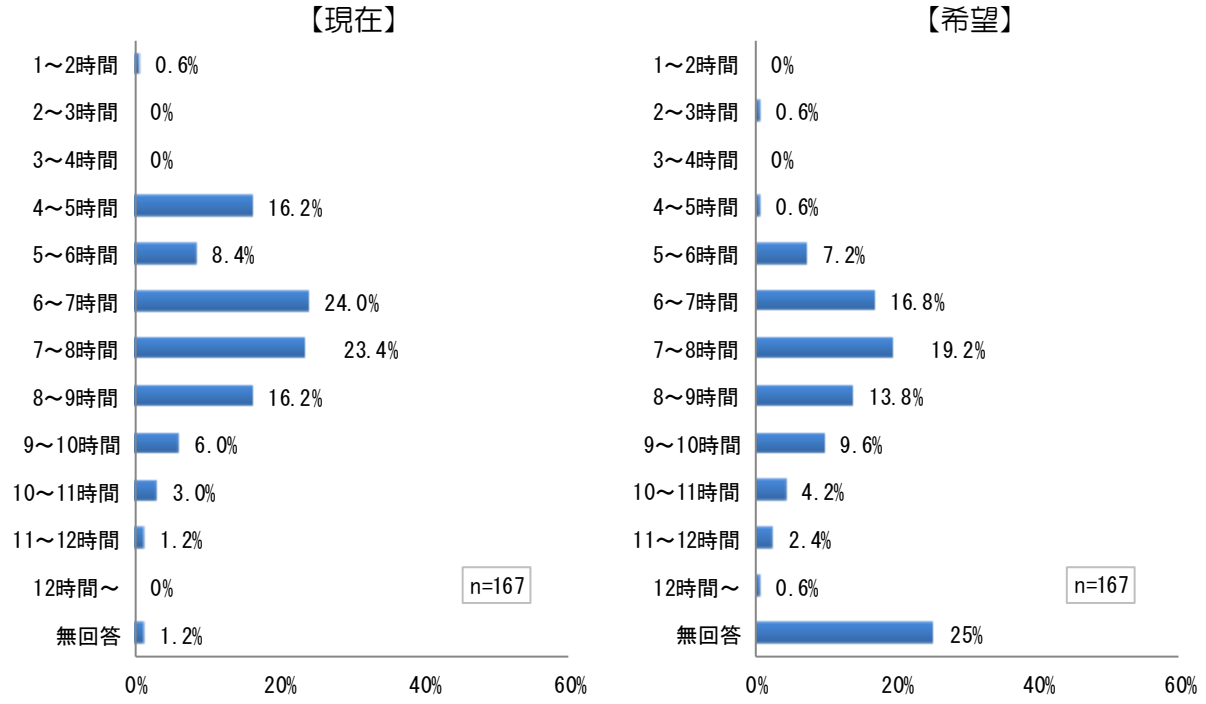

■定期的に利用している教育・保育事業の現在の利用終了時刻（幼稚園）
■定期的に利用したい教育・保育事業の希望の利用終了時刻（幼稚園）

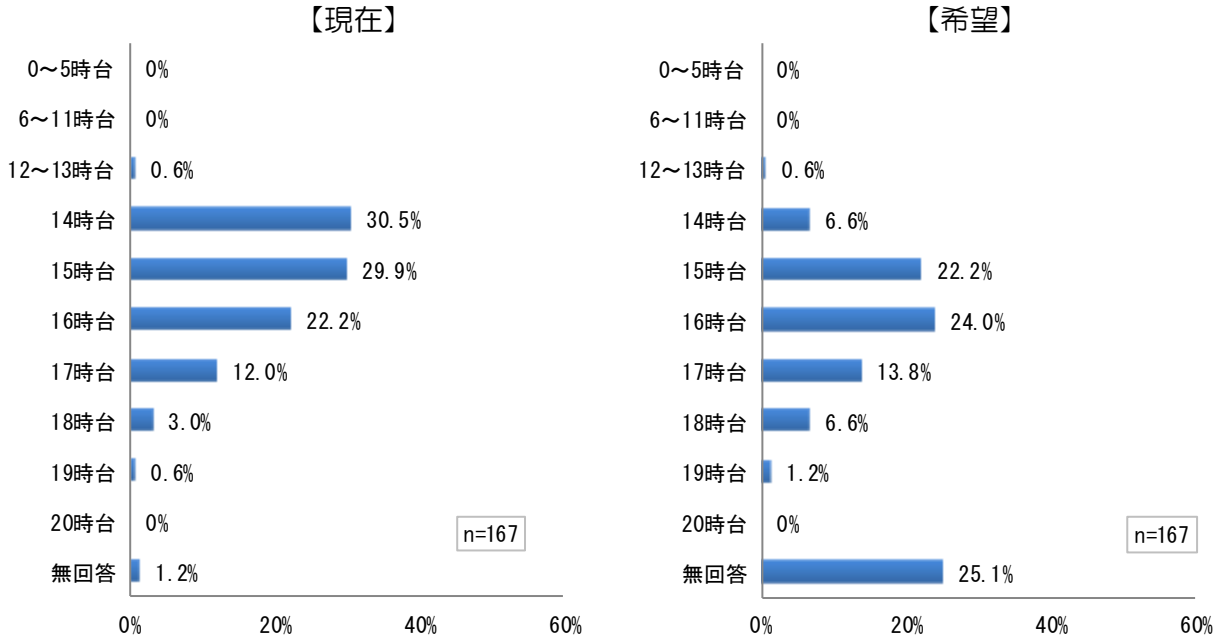

⑥保育所（園）について

・保育所（園）利用者の年齢の割合は、「5歳児」、「4歳児」（各21.9%）が最も多く、次いで「6歳児」（20.9%）となっています。3歳以下についても「3歳児」（15.4%）、「2歳児」（11.9%）、「1歳児」（6.1%）と「4歳児」までは、年齢があがると共に増加しています。
・利用日数は、6日希望（12.9%）が現在（6.8%）よりも、6.1ポイント増えています。

■保育園の年齢別利用者数

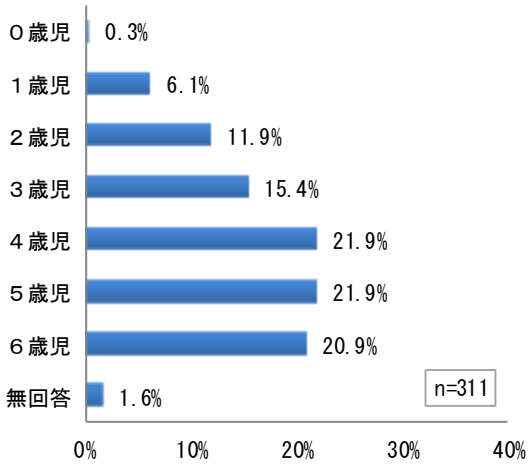

■定期的に利用している教育・保育事業の現在の利用日数（保育園）
■定期的に利用したい教育・保育事業の希望の利用日数（保育園）

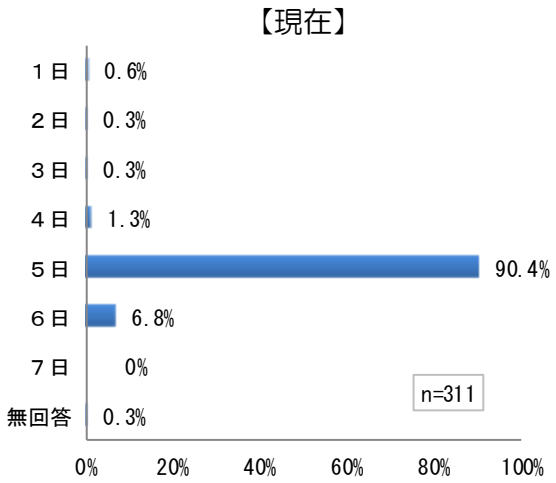

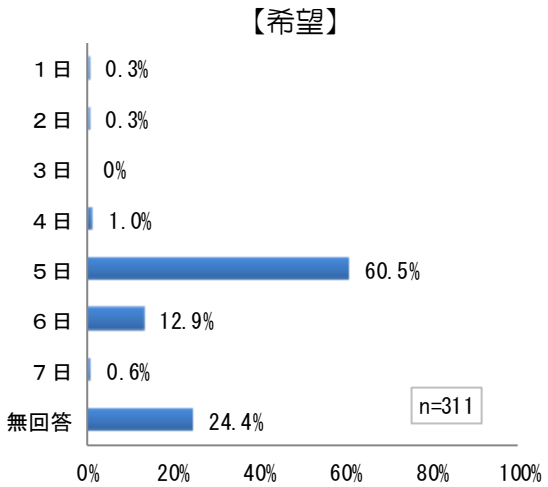

・保育所（園）の利用時間は、〔現在〕は「８～９時間」（36.3%）が最も多く、〔希望〕でも「８～９時間」（24.4%）が最も多くなっています。一方、〔現在〕「7～8時間」は21.9%ですが、〔希望〕では、10.3%と11.6ポイント減少しています。
・利用終了時刻は、〔現在〕、〔希望〕の時間帯の順位に変わりはありませんが、16時台では〔現在〕（45.3%）から、〔希望〕（24.1%）が大きく減少しています。

■定期的に利用している教育・保育事業の現在の利用時間（保育園）
■定期的に利用したい教育・保育事業の希望の利用時間（保育園）

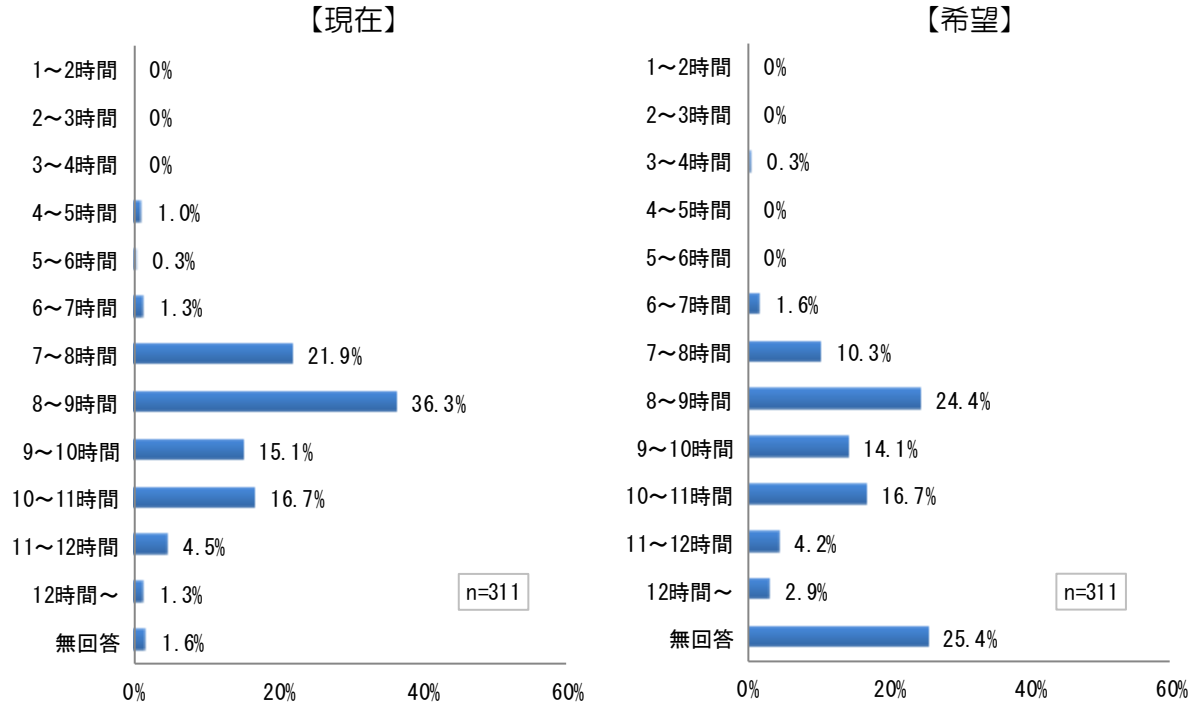

■定期的に利用している教育・保育事業の現在の利用終了時刻（保育園）
■定期的に利用したい教育・保育事業の希望の利用終了時刻（保育園）

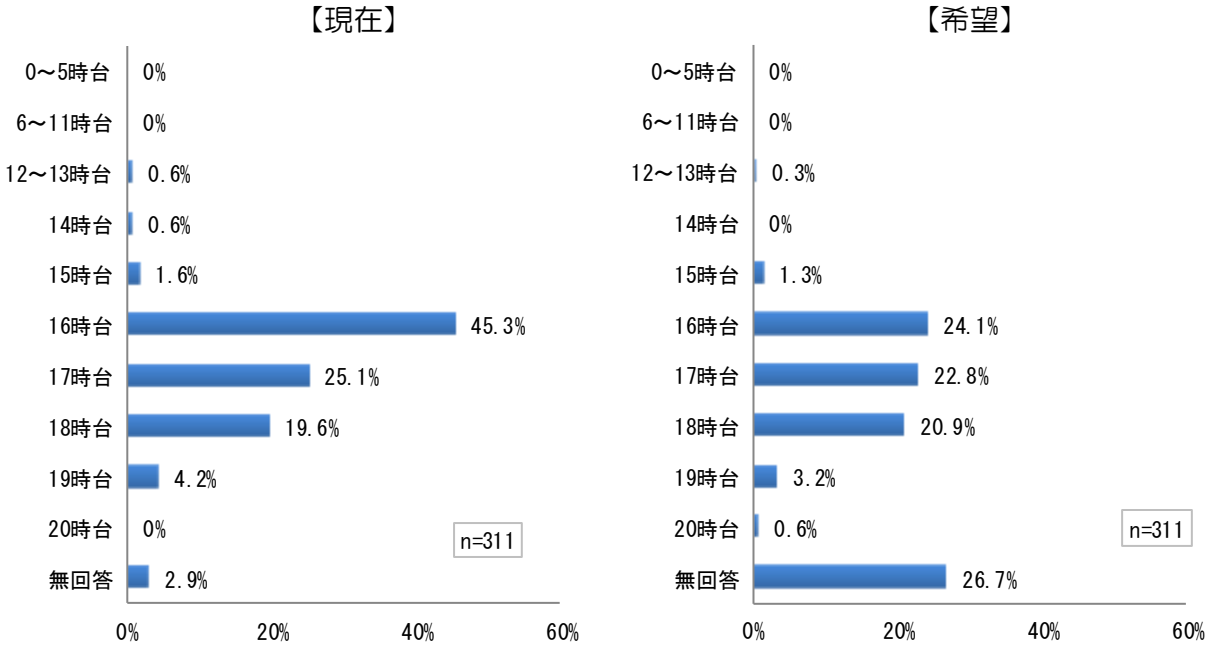

⑦利用したい教育・保育事業の実施場所について

・利用している教育・保育事業の〔現在〕の実施場所では、「大貫地区」（28.5%）が最も多く、次いで「青堀地区」（25.0%）になっています。〔希望〕する実施場所では、「青堀地区」（30.3%）、「大貫地区」（20.1%）となっており、「青堀地区」と「大貫地区」で実施場所の現在と希望の差異が大きくなっています。

■利用している教育・保育事業の現在の実施場所（学区）

■利用したい教育・保育事業の希望の実施場所（学区）

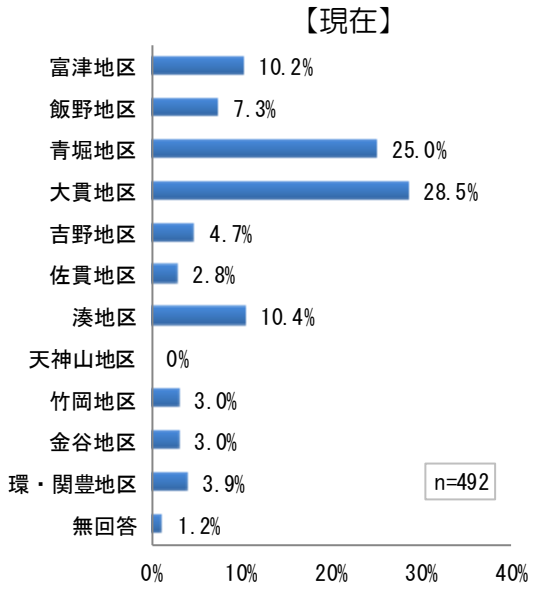

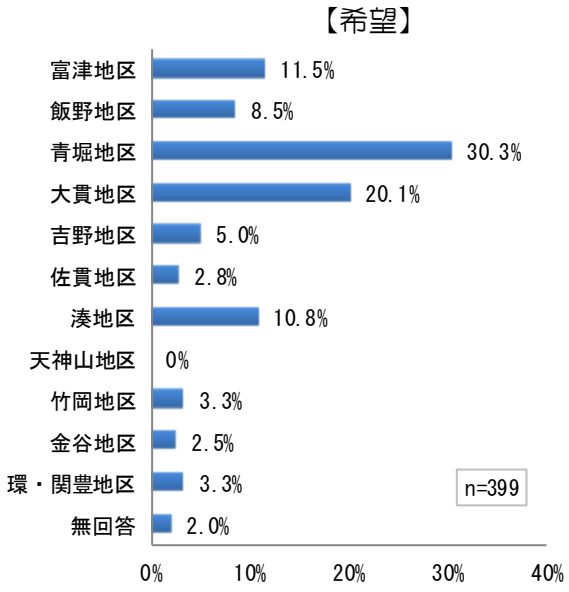

⑧土曜日の利用について

・土曜日の利用希望は、「月に1～2回は利用したい」（22.0%）、「ほぼ毎週利用したい」（10.0%）と、32.0%の人が希望しています。
・また、利用希望の開始時刻は「８時台」（40.9%）、「9時台」（34.6%）、「7時台」（7.6%）、終了時刻は「17時台」（30.0%）、「18時台」（20.7%）、「16時台」（15.6%）となっています。

■土曜の定期的な教育・保育の利用希望

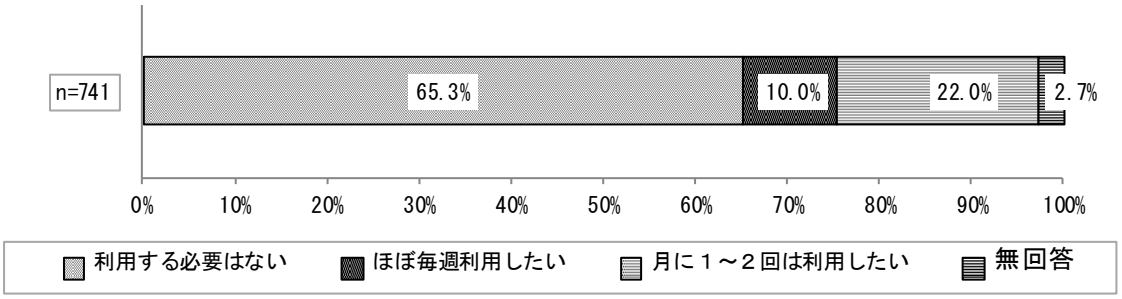

■土曜日・利用したい（開始時刻）

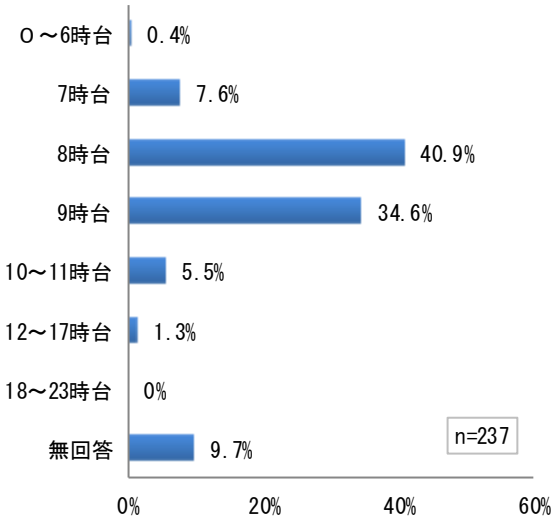

土曜日・利用したい（終了時刻）

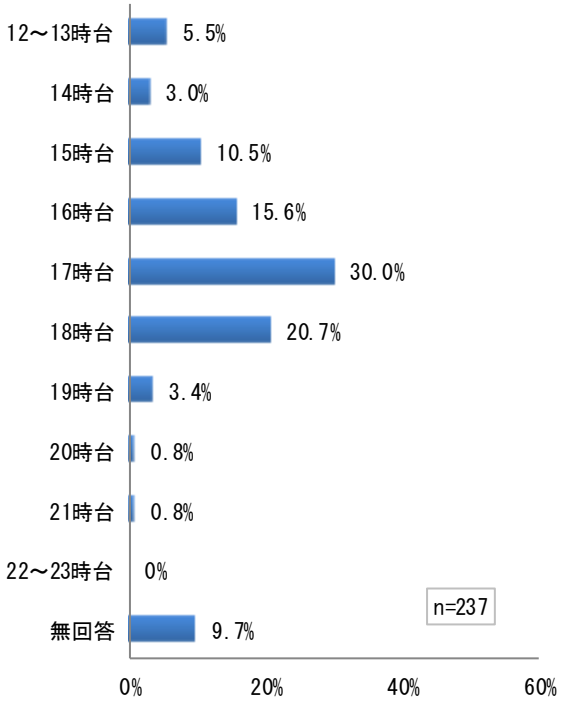

⑨病児・病後児保育事業について

・79.9%の人は、病気やケガで通常の教育・保育事業が利用できなかった経験をしています。その際の対処方法は、「母親が休んだ」（65.6%）、「（同居者を含む）親族・知人に子どもをみてもらった」（26.8%）、「父親が休んだ」（23.5%）となっています。

■病気や怪我で登園できなかったこと

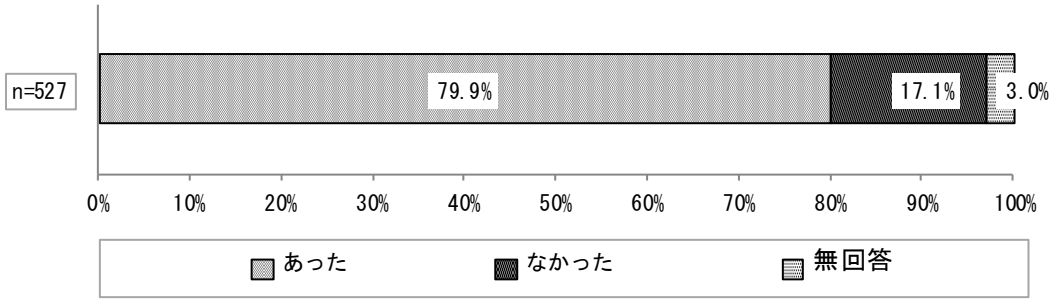

■病気や怪我で登園できなかった場合の対処方法

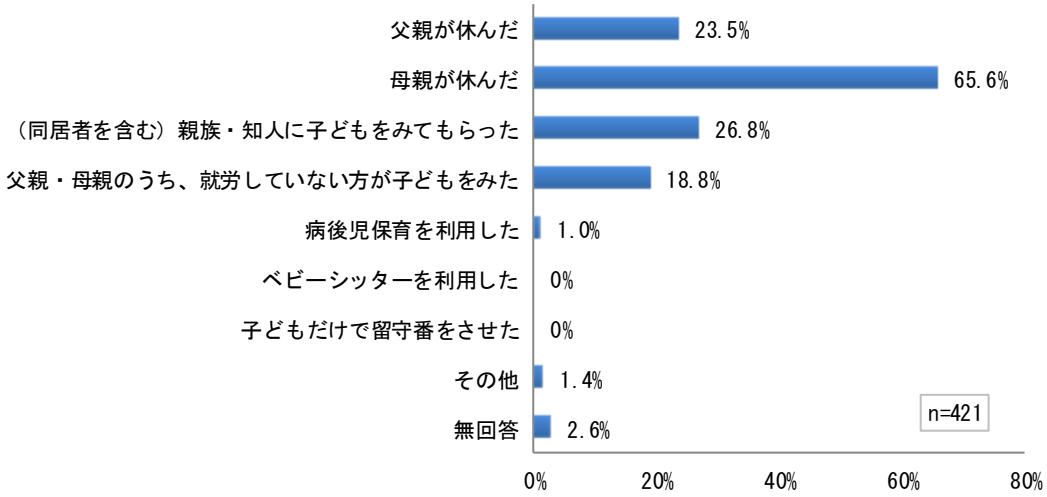

⑩子育て支援センターの利用状況について

・子育て支援事業の利用状況は、「子育て支援センター」（10.5%）、「その他、保育所（園）で実施している事業」（3.4%）となっています。一方で、「利用していない」（78.8%）となっています。
・未利用者は、「利用していないが今後利用したい」（23.9%）、利用したことがある人は「すでに利用しているが今後利用日数を増やしたい」（5.0%）となっています。
・子育て支援センターに求めるものでは、「土日祝日の開設」（46.4%）と開設曜日の要望が最も多くなっています。

■子育て支援センターの利用状況

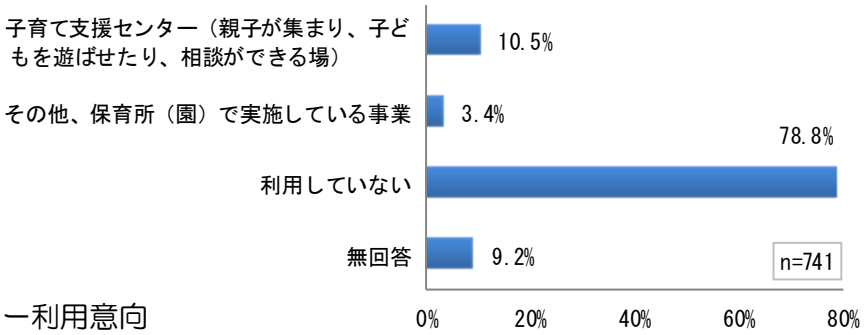

■子育て支援センター利用意向

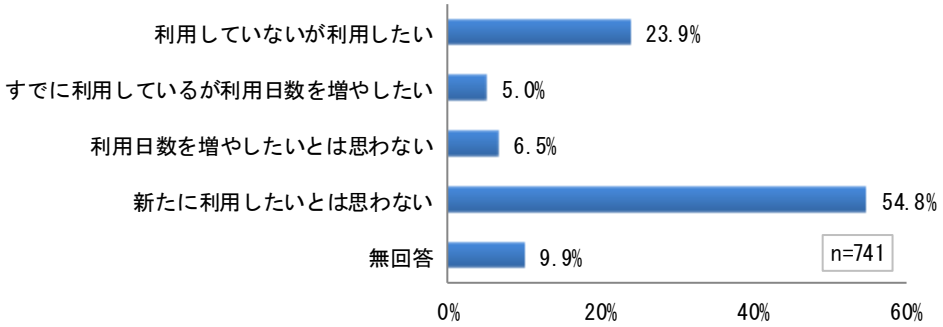

■子育て支援センターに求めるもの

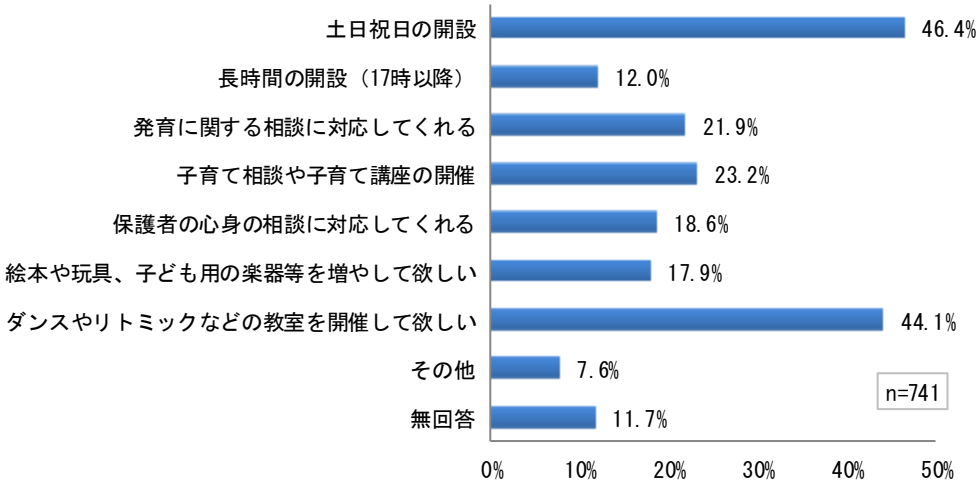

⑪宿泊を伴う一時保育の利用について

・この１年間に保護者の用事等で子どもを泊りがけで家族以外に預けたことの有無は、「あった」（13.8%）となっています。

■保護者の用事で子どもを泊りがけで家族以外に預けたことの有無

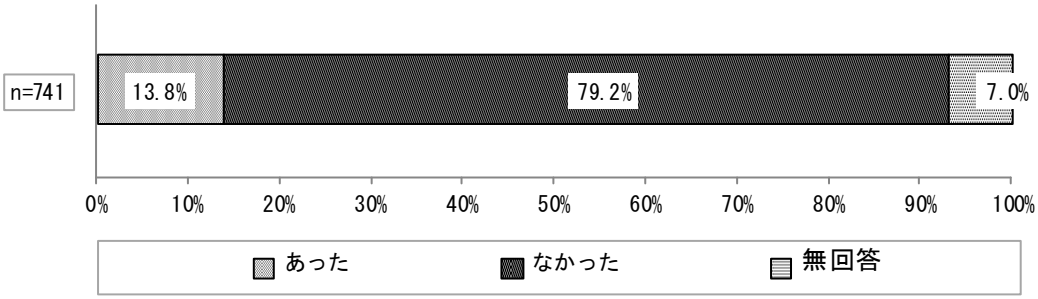

⑫平日の放課後の過ごし方について

【就学前児童】

・小学校低学年のうちは「自宅」（58.3%）、「放課後児童クラブ」（37.9%）、「塾や習い事」（25.0%）となっています。また、小学校高学年になっても「自宅」（68.2%）が最も多く、次いで「塾や習い事」（40.9%）、「祖父母宅や友人・知人宅」（24.2%）、「放課後児童クラブ」（20.5%）となっています。

■放課後過ごさせたい場所（小学校低学年）

■放課後過ごさせたい場所（小学校高学年）

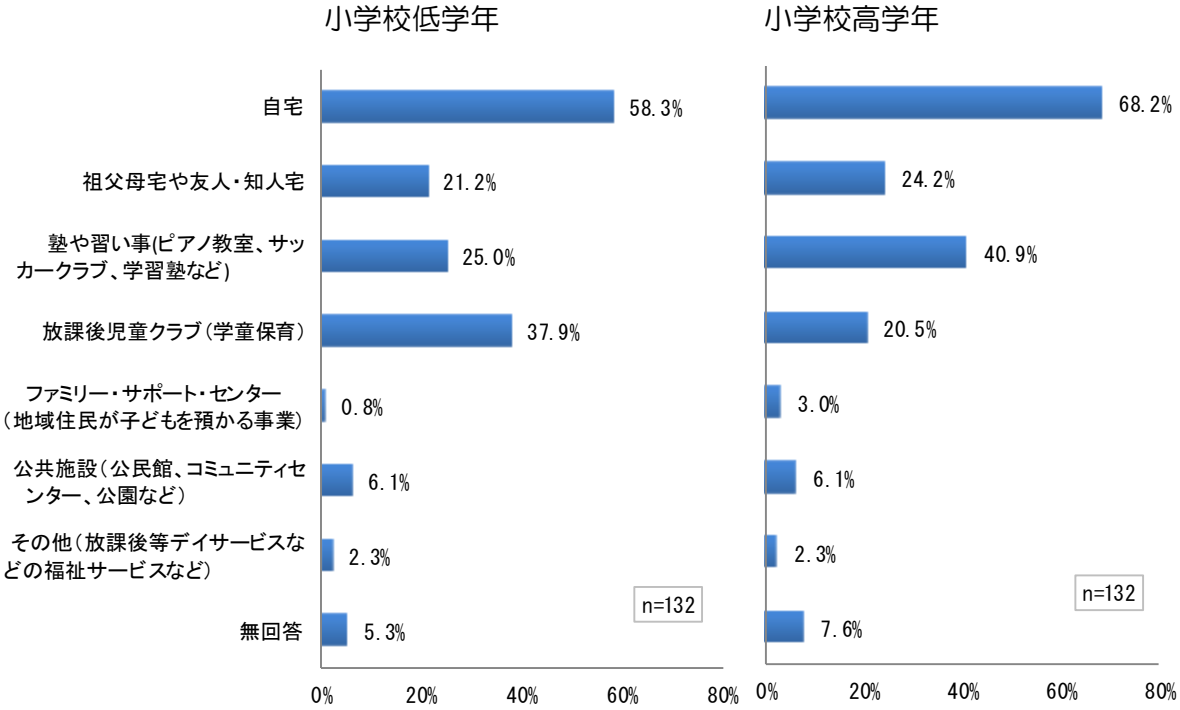

【小学生】

・放課後の過ごし方をみると、〔現在〕では「自宅」（83.0%）が最も多く、次いで「塾や習い事」（28.5%）、「祖父母や友人・知人宅」（19.5%）となっています。〔希望〕に対しては、「自宅」（62.7%）が最も多くなっており、以降、現在と順位や傾向は変わらず「塾や習い事」（18.1%）、「放課後児童クラブ」（12.4%）となっています。

■放課後過ごしている場所【現在】

■放課後過ごさせたい場所【希望】

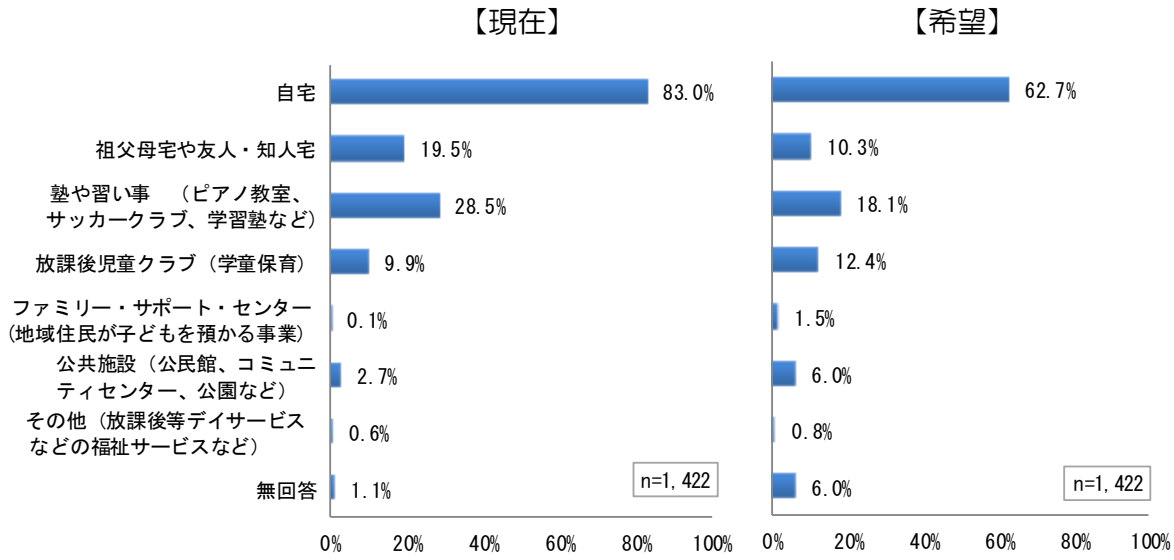

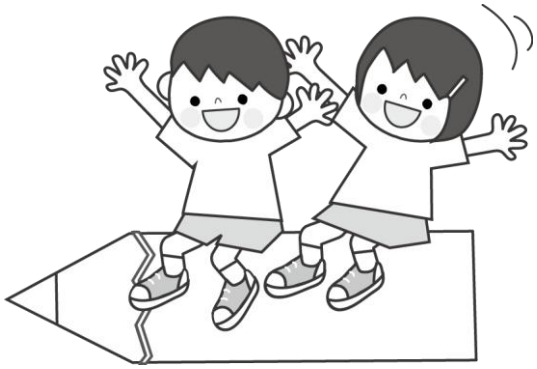

⑬放課後子供教室について

・放課後子供教室の認知状況では、「知らない」（60.4%）が「知っている」（21.6%）を大幅に上回っています。
・放課後子供教室への参加意向については、「参加させたい」（46.6%）が最も多くなっています。また、参加させたい日数は、週に「3日」（31.9%）、「2日」（30.4%）が多くなっており、「5日」（17.7%）の希望も比較的多くあります。

■放課後子供教室の認知状況

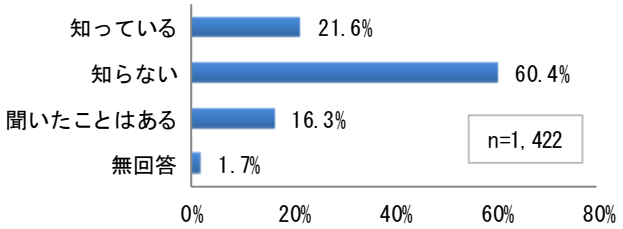

■放課後子供教室への参加意向

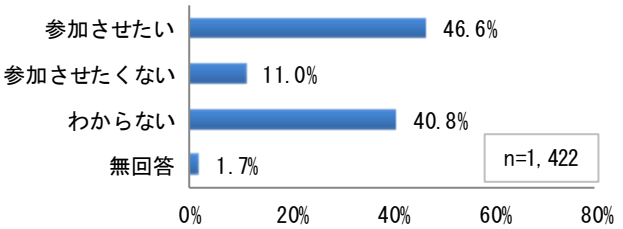

■放課後子供教室に参加させる場合の日数（１週間当たり）

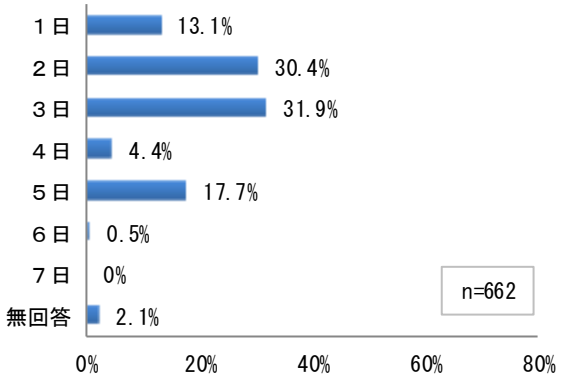

⑭児童虐待に対する理解・認識について

【就学前児童】

・児童虐待と感じる行為については、「食事を与えなかったり、衣服を不潔なまま放置する」、「子どもにわいせつなものを見せる」、「乳幼児を家に残して外出する」、「子どもに見える場所で、配偶者や家族へ暴力をふるう」という行為を、８～９割以上の人が、児童虐待であると感じています。一方、「子どもがふざけている時に、大声でどなりつける」、「子どもが理解するまで、長時間かけて説教する」は、２～３割の人しか児童虐待であると感じていませんでした。

・児童虐待（疑いを含む）を見聞きした場合の通告先として知っているものについては、「児童相談所」、「警察署」に続き「市役所の子育て関連担当課」となっており、通告先としての認知度が高まっています。

■児童虐待と感じる行為

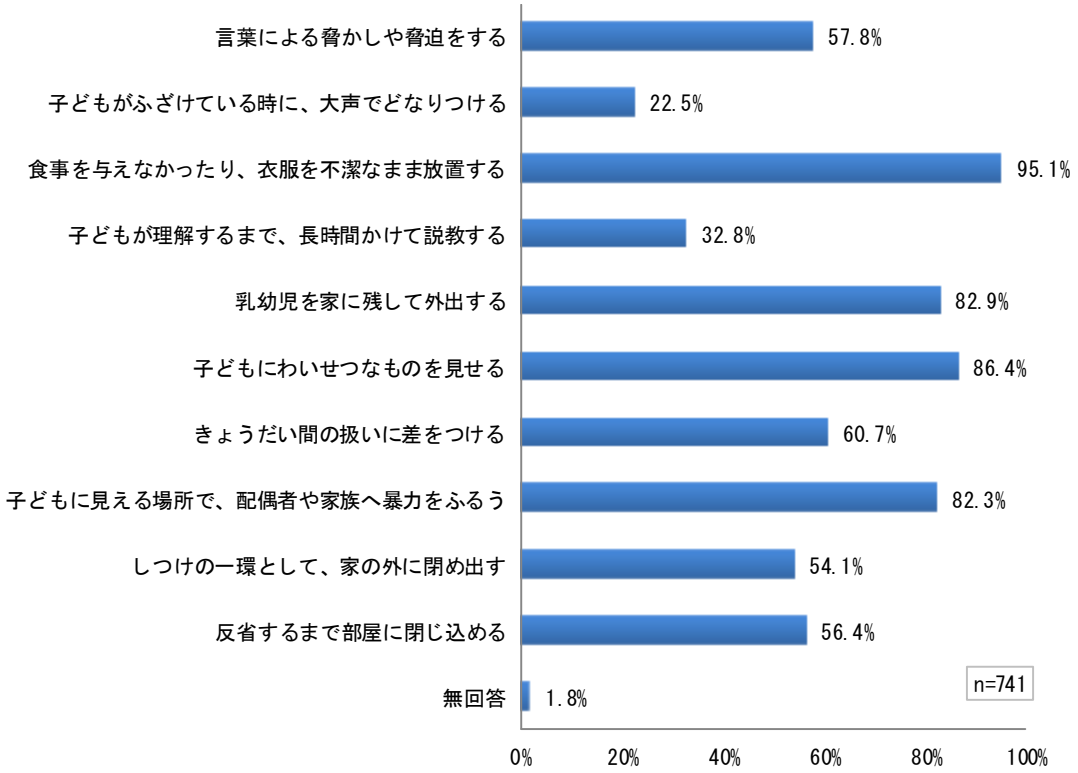

■児童虐待（疑いを含む）を見聞きした場合の通告先として知っているもの

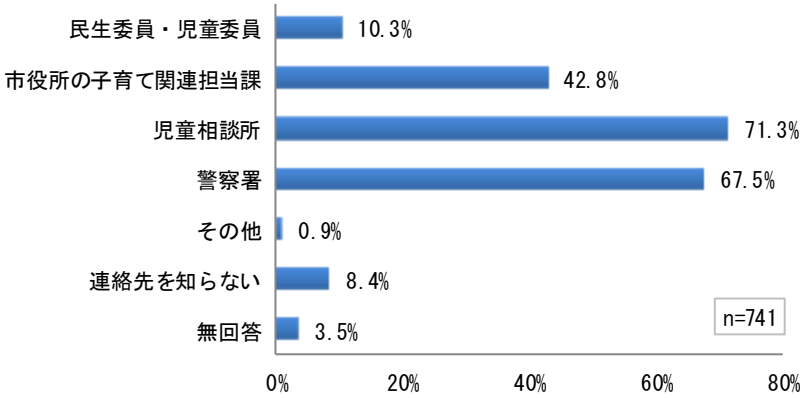

【小学生】

・児童虐待と感じる行為については、「食事を与えなかったり、衣服を不潔なまま放置する」、「子どもにわいせつなものを見せる」、「乳幼児を家に残して外出する」という行為を、８割以上の人が、児童虐待であると感じています。一方、「子どもがふざけている時に、大声でどなりつける」、「子どもが理解するまで、長時間かけて説教する」を児童虐待であると感じている人は約２割にとどまっています。
・児童虐待（疑いを含む）を見聞きした場合の通告先として知っているものについては、「児童相談所」、「警察署」に続き「市役所の子育て関連担当課」となっており、通告先としての認知度が高まっています。

■児童虐待と感じる行為

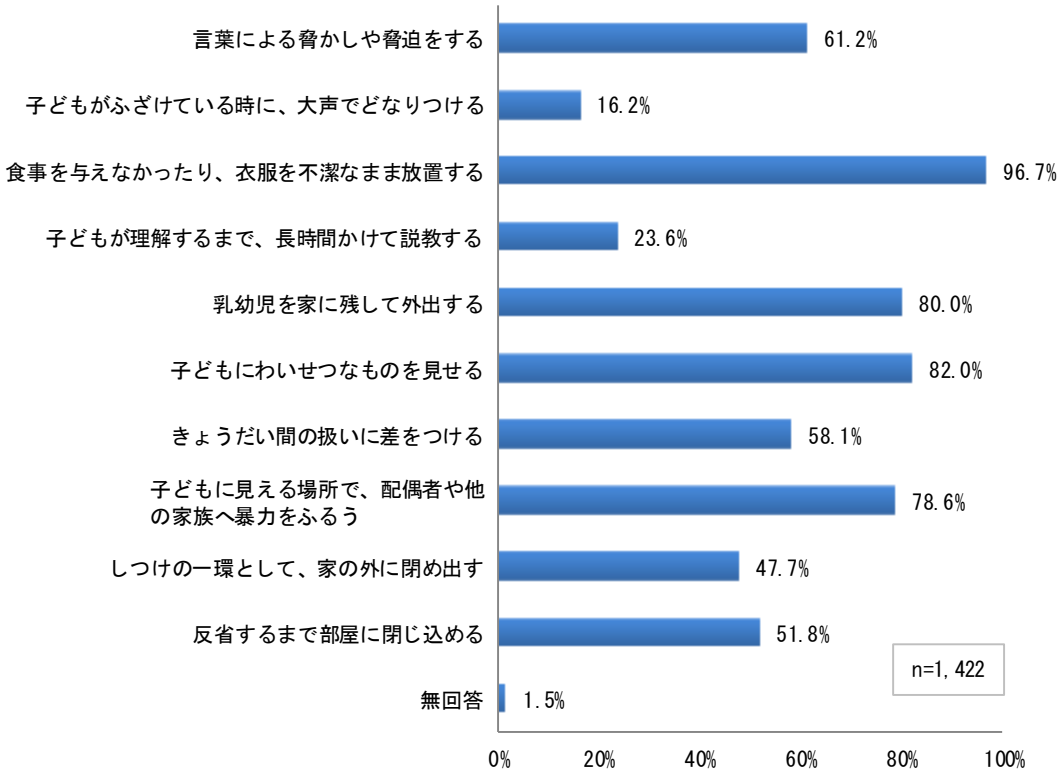

■児童虐待（疑いを含む）を見聞きした場合の通告先として知っているもの

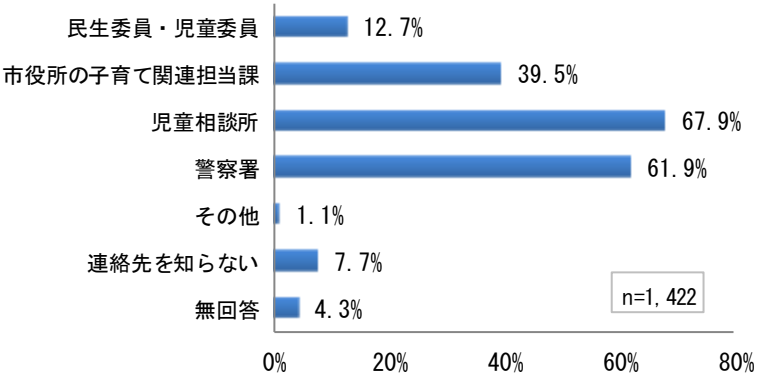

⑮今後希望する子育て支援サービス

【就学前児童】

・今後充実を希望する子育て支援サービスとして、「保育料の軽減の充実」（40.5%）、「子どもの就学に係る費用の軽減」（38.1%）、「無料学習塾の充実」（28.1%）、「児童館・放課後児童クラブ・放課後子ども教室の充実」（27.4%）等、費用負担の軽減に関わる項目を希望する割合が高くなっています。

■今後、充実を希望する子育て支援サービス

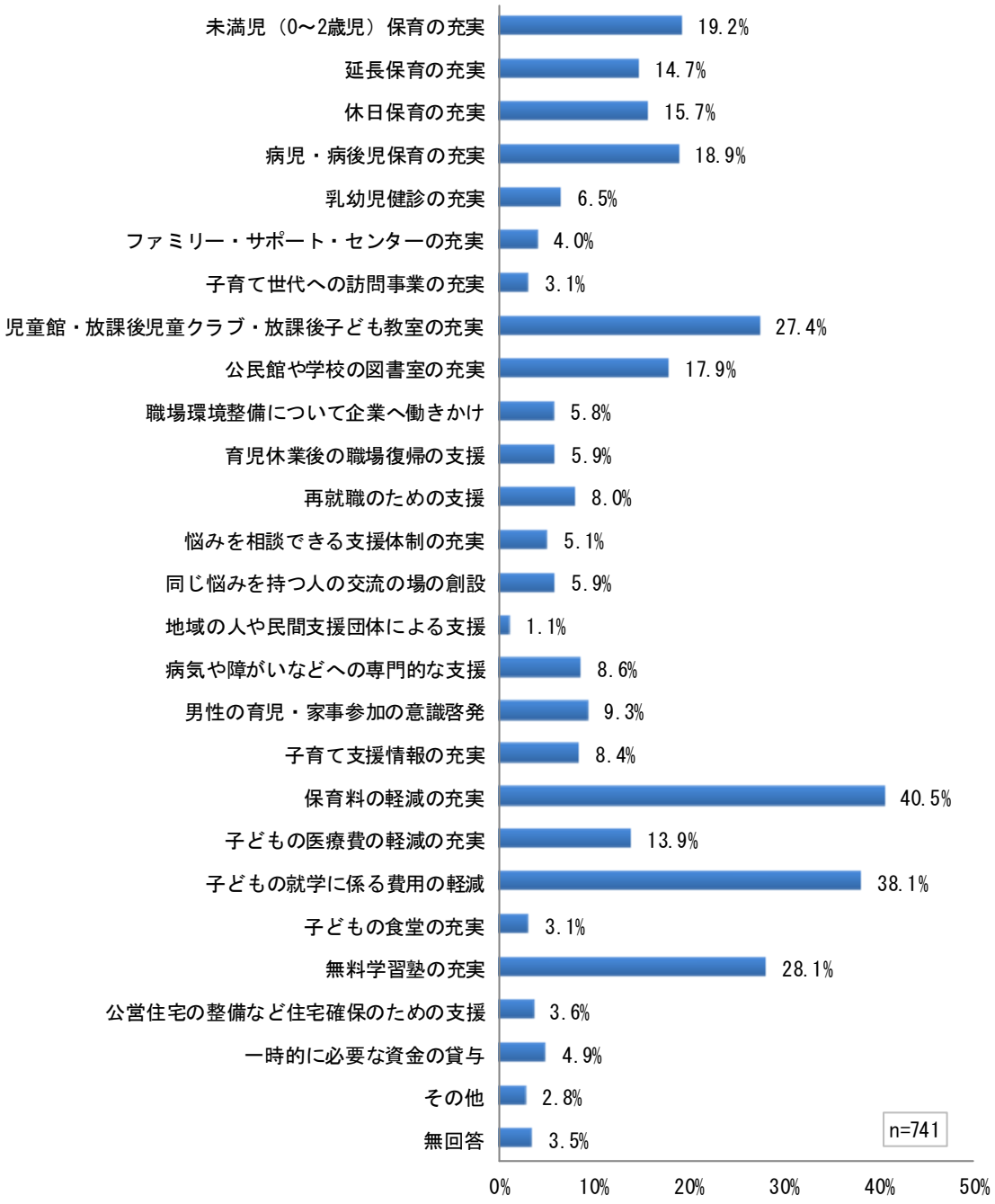

【小学生】

・今後充実を希望する子育て支援サービスとして、「子どもの就学に係る費用の軽減」（46.3％）、「無料学習塾の充実」（38.3％）、「公民館や学校の図書室の充実」（29.7％）、「子どもの医療費の軽減の充実」（28.2％）、「児童館・放課後児童クラブ・放課後子ども教室の充実」（24.3％）等、費用負担の軽減と施設整備に関わる項目を希望する割合が高くなっています。

■今後、充実を希望する子育て支援サービス

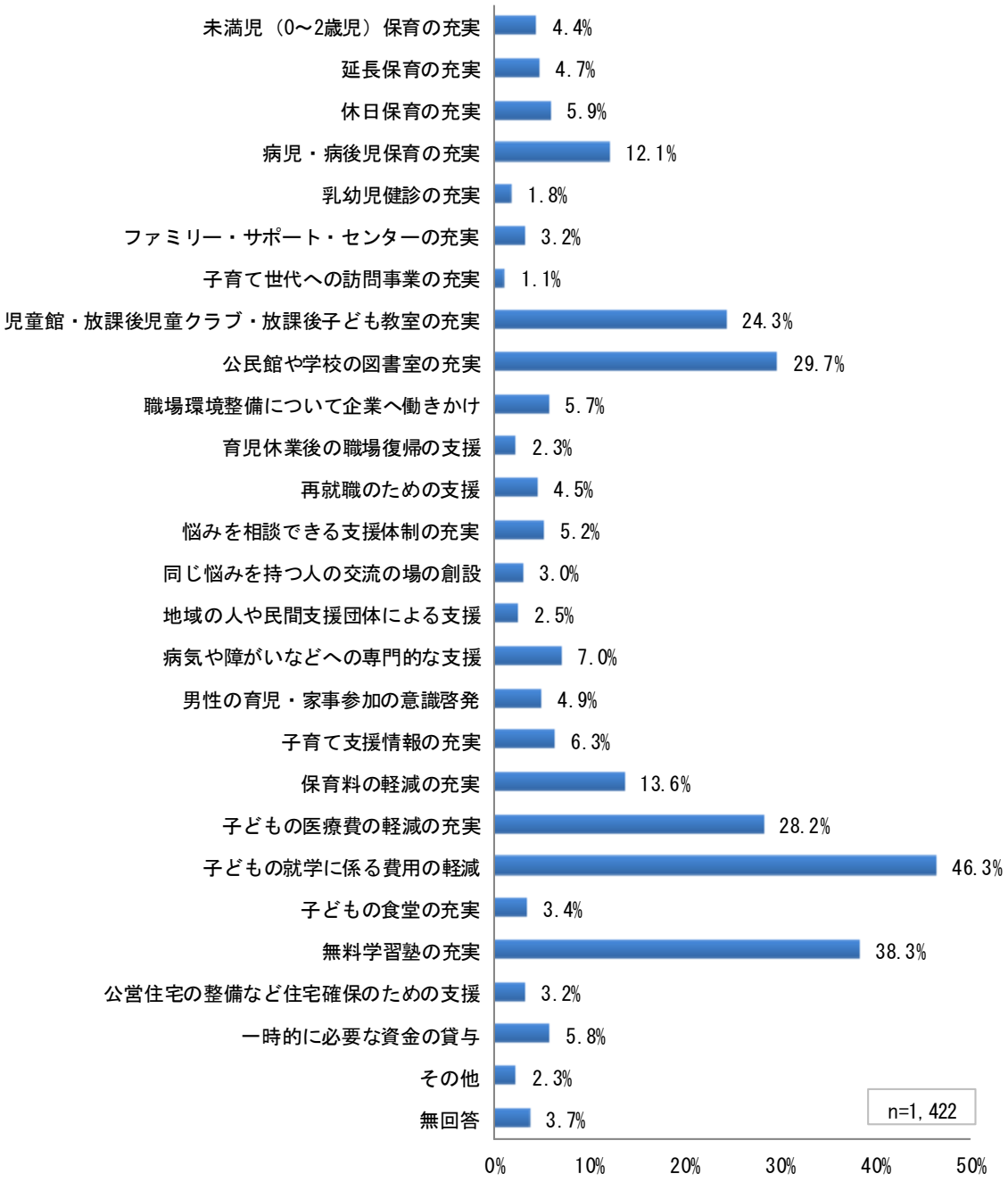

2-4. 本市の子ども･子育て支援の課題

（1）就労状況の変化

・第Ⅰ期よりも就労する母親の割合が増加しています。それに伴い、教育・保育事業、地域子育て支援サービスの利用希望、希望する利用日数や利用時間が拡大しています。
・母親の就労が増加することにより、教育・保育事業、地域子育て支援サービスのニーズが増えることに加え、母親のストレスや精神的な負担への課題も生じてきます。子どもだけでなく、母親の心身の健康を支援することが求められています。

（2）保育ニーズの多様化

・児童数が減少する一方、女性活躍の推進により、保育ニーズは高まっています。３歳未満児保育ニーズの増加をはじめ、時間外保育や一時預かり事業などの多様な保育サービスが求められています。

（3）保育人材の確保と専門性の向上

・保育所（園）、幼稚園、認定こども園において、利用児童の低年齢化や利用時間の長時間化、特別な配慮を必要とする子どもへの対応などが職員の業務負担増につながっています。職員を十分に確保できないことが要因の一つであり、今後は職員確保による体制の強化や職員の専門性を高めることが求められます。

（4）相談できる環境の整備

・相談先や場所がないという保護者がいることがニーズ調査から明らかになっています。
・就労する母親の割合が増えていることから、相談する時間の確保が困難になっていることが考えられます。
・子育て支援センターへの希望では、「土日祝日の開設」が最も多くなっており、相談できる機会の拡大が求められています。
・実際に相談を受けている機関からも、早期に相談につながれば課題の解決や軽減が図れる場合が多いとの意見もありました。保護者が抱え込むことなく、気軽に相談できる環境が求められています。

（5）さらなる情報の周知

・自由意見でも多くの子育てに対する支援の要望があがっていました。一方で、既存のサービスや事業で対応可能なものや、申請すれば利用できるサービス、また利用条件等が正確に伝わっていない状況もありました。既存のサービスや事業も周知を工夫し、認知度を高めることによって、多くの支援につなげていくことが求められています。
・サービスや事業の情報については、さらなる周知が必要です。

（6）放課後を過ごす場所と機会の確保

・就労する母親の増加を受けて、放課後児童クラブに対しては、現在の利用状況よりも利用希望が多くなっています。また、放課後子供教室へも約半数が参加意向を示しており、放課後の過ごし方については、預かるだけでなく、多様な機会が求められています。
・小学生の「今後、充実を希望する子育て支援サービス」では、「無料学習塾の充実」が２番目に多くなっており、放課後における学習の機会が求められています。

（7）虐待への認識の不足

・今回の調査では、虐待への認識について、実際には虐待に相当するものでも、２～３割しか虐待と認識されていないような項目もありました。さらに周知を重ねる必要があります。
・虐待を見聞きした場合の通告先については、約9割の人が「知っている」と答えていても、実際に虐待に当たる行為を見聞きしても通報を躊躇するケースが多くあり、日頃から虐待問題への理解を促すことが必要です。

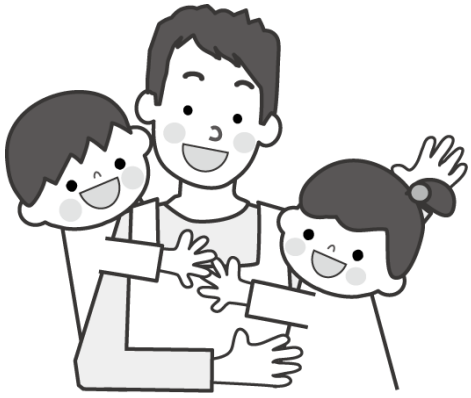

第３章　計画の基本的な考え方

3-1.　計画の基本理念

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」であるため、同法第２条の基本理念を踏まえます。また、「富津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における子ども・子育てに関連する基本的な施策の方向に基づき、計画を推進します。

（１）子ども・子育て支援法の基本理念

〇子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

〇子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

〇子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（２）富津市まち・ひと・しごと創生総合戦略　子ども・子育てに関する基本的な施策の方向

基本目標１　子どもの笑顔があふれるまちへ

基本的な施策の方向①　安心して出産、子育てできる環境を整える

子育ての窓口の一本化と情報発信の充実により切れ目のない支援を行い、出産や子育てに関する不安と負担を軽減します。

基本的な施策の方向②　のびのび学ぶ教育環境を整える

育った地域に愛着を持ち、心身共に健康で確かな学力を身につけた子どもを育むため、教育環境を整えます。

これら法で定める基本理念と市の総合戦略の方向性を基本に、次世代を担う子どもたちの権利と利益が最大限に尊重され、子どもたちが健やかに生まれ育ち、誰もが安心して喜びと生きがいを持って子育てができる富津市の実現を目指します。

子育てする喜び　育つ喜びを感じられるまち

いいじゃないか！　ふっつ

3-2. 計画の基本目標

基本理念を踏まえ、切れ目のない支援を行うためには、子どもの成長段階に応じた施策を展開する体系が有効と考え、より市民が、市が何に取り組むのか理解が進むよう、子どもの成長段階（ライフステージ）に応じた目標を設定しました。

妊娠期・出産期

◇ **あかちゃんって、いいじゃないか！**
～子育てスタートの安心づくり～

安心して子どもを産み育て、いきいきと子育てできる環境づくりに取り組みます。

乳児期・幼児期

◇ **大きくなるって、いいじゃないか！**
～親子の成長の共感づくり～

家族が共に育ち、子育てに喜びを感じる環境づくりに取り組みます。

学齢期・思春期

◇ **がんばるって、いいじゃないか！**
～子どもの生きる力づくり～

富津市に愛着を持ち、心身共に健康で確かな学力を身につけるための環境づくりに取り組みます。

活動期

◇ **つながるって、いいじゃないか！**
～世代・地域とつながる心づくり～

社会全体で子どもを育てる環境づくりに取り組みます。

育児期全般

◇ **ホッとするって、いいじゃないか！**
～“安心温度”の高いまちづくり～

全ての子どもが健やかに育つための環境づくりに取り組みます。

第４章　事業計画

4-1.　教育･保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、市は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、「教育・保育提供区域」を定めることになっています。

本市は「量の見込み」（＝どのくらいの需要があるのか）「確保方策」（＝いつどのくらいサービスを提供するのか、事業を実施するのか）を設定する単位として、富津・大佐和地区、天羽地区の２つの区域とします。

【第Ⅰ期計画から変更した理由】

第Ⅰ期計画では、富津地区、大佐和地区間において、住所地区とサービス利用地区が異なる利用者が多くみられ、両地区で量の見込みと実績との差が大きくなっていました。このため、住所地区とサービス利用地区を実態に合わせる形で、富津地区、大佐和地区間を統合することとしました。

図　教育・保育提供区域図

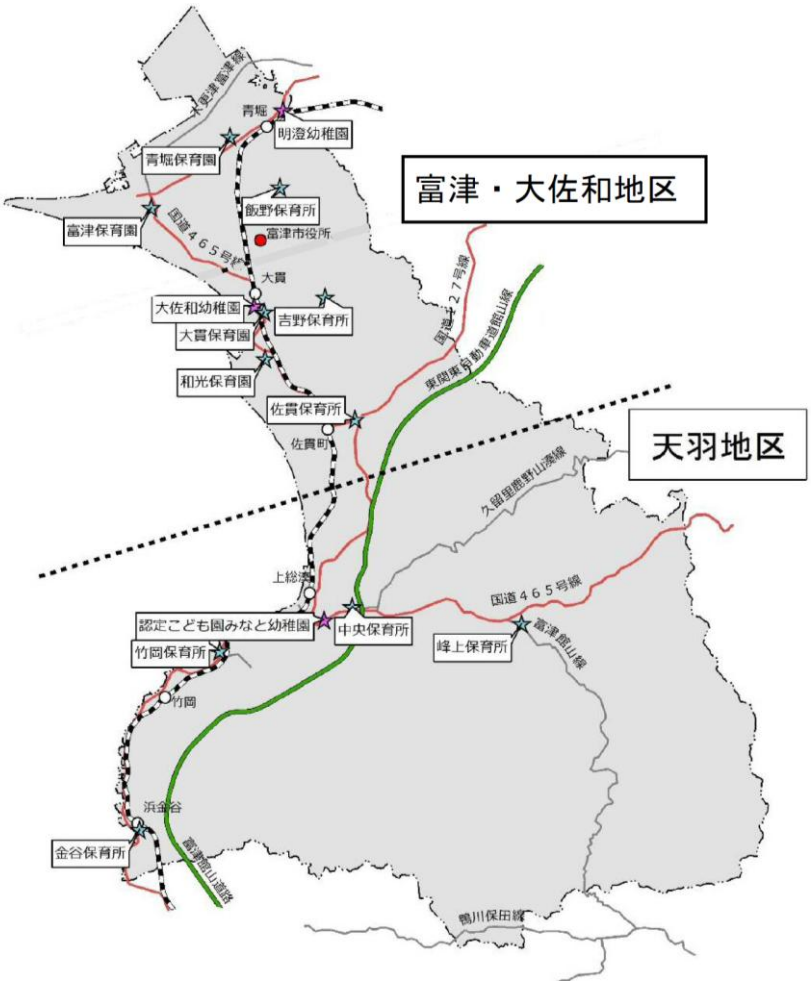

4-2. 幼児期の教育･保育の量の見込みと確保方策

本計画では、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み」を定めます。

現在の幼稚園、保育所（園）等の利用状況に利用希望等を踏まえ、以下の認定区分で設定し、教育・保育提供区域ごとに量の見込みを算出し、提供体制の確保を行います。

（１）本市の状況

本市における保育所（園）は公立保育所７園、私立保育園４園、幼稚園は私立幼稚園２園、認定こども園は１園が、教育・保育を実施しています。

（単位：人）

入所児童数					
区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
保育所(園)					
公立	243	240	230	232	205
私立	417	413	414	393	363
合計	660	653	644	625	568
幼稚園					
私立	315	309	283	279	290
認定こども園(幼稚園型)					
幼稚園部分	36	30	29	19	23
保育園部分	18	23	30	40	35
合計	54	53	59	59	58

※保育所（園）・認定こども園：各年3月1日現在／令和元年度のみ4月1日現在
　幼稚園：各年5月1日現在

（２）保育の必要性の認定区分

認定区分	認定の内容	利用先
１号認定	満３歳以上の小学校就学前の子どもで、教育を希望する場合	・幼稚園 ・認定こども園
２号認定	満３歳以上の小学校就学前の子どもで、保育所等での保育を希望する場合	・保育所（園） ・認定こども園
３号認定	満３歳未満の子どもで、保育所等での保育を希望する場合	・保育所（園） ・認定こども園

（３）見込み量の推計

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みにあたっては、就学前児童、小学生の保護者を対象としたニーズ調査の結果をもとに、国から配布された「潜在保育ニーズ量の標準的算出方法について」に沿って推計し、本市の地域特性を踏まえながら設定しました。

①量の見込み推計フロー

図　教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み推計フロー

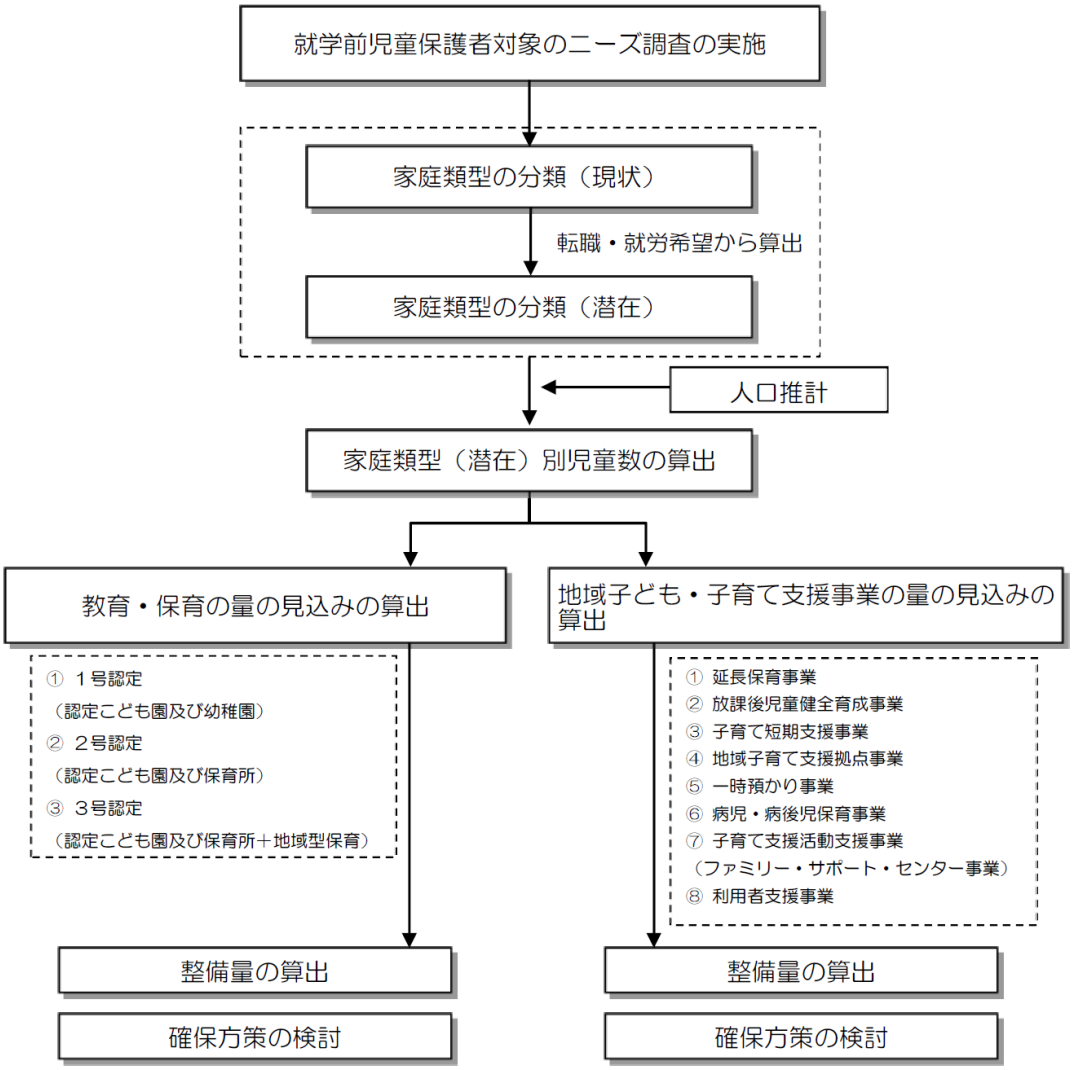

②量の見込みの算出方法

最初にコーホート変化率法※1によって、本市の令和2年度～令和6年度の０～11歳の子どもの人口を推計しました。

次に、ニーズ調査結果の父親・母親の就労形態及び就労希望の形態（フルタイム、パートタイム、無業）から家庭類型を区分し、それぞれの家庭類型別の児童数を算出しました。家庭類型ごとに利用状況・利用意向（希望）から利用意向率を求め、それを年度ごとの児童数の推計値に掛け合わせることにより、量の見込みを算出しました。

※1 コーホート変化率法…将来人口の推計手法

〇教育・保育の量の見込みは、１号、２号、３号別に、年度ごとに算出

〇地域子ども・子育て支援事業では、事業別に、年度ごとに算出

保護者の就労状況等から分類する潜在的家庭類型は以下のとおりです。

③家庭類型の定義

家庭類型	就労状況等
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム （就労時間:月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部）
タイプC´	フルタイム×パートタイム （就労時間:月下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部）
タイプD	専業主婦(夫)
タイプE	パートタイム×パートタイム （就労時間:双方が 月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部）
タイプE´	パートタイム×パートタイム （就労時間:いずれかが 月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部）
タイプF	無業×無業

就労時間に関する考え方は以下のとおりです。

月 120 時間以上	⇒	＝両親ともフルタイムで就労する場合又はそれに近い場合を想定 →「保育標準時間利用」 保育必要量:1日 11 時間までの利用に対応
月 48 時間以上～120 時間未満	⇒	＝両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合を想定 →「保育短時間利用」 保育必要量:1日8時間までの利用に対応 【CとC´(EとE´)の区分】 現在の利用状況又は今後の利用意向を勘案し，学校教育を利用する可能性が高い者をC´(E´)に区分する。
月 48 時間未満	⇒	下限時間＝保育の必要性の認定の対象となる就労時間の下限 48～64 時間／月の間で市町村が定める

④量の見込みの算出方法のイメージ

・家庭類型別児童数の算出

家庭類型	推計児童数（人）		潜在家庭類型割合		家庭類型別児童数
タイプA	※コーホート変化率法による年度ごと年齢ごとの推計児童数	×		＝	
タイプB		×		＝	
タイプC		×		＝	
タイプC´		×		＝	
タイプD		×		＝	
タイプE		×		＝	
タイプE´		×		＝	
タイプF		×		＝	

・量の見込みの算出

家庭類型	家庭類型別児童数		利用意向率		量の見込み
タイプA		×		＝	
タイプB		×		＝	
タイプC		×		＝	
タイプC´		×		＝	
タイプD		×		＝	
タイプE		×		＝	
タイプE´		×		＝	
タイプF		×		＝	

※年度ごと、年齢区分ごとに算出。年齢区分は事業による。

（４）教育･保育提供区域別の幼児期の教育･保育の量の見込みと確保方策

安定した幼児期の教育・保育を提供するため、幼児期の教育・保育の利用状況及びニーズ調査等で把握した利用希望等を踏まえるとともに、就学前児童数の推移、幼児期の教育・保育施設の配置状況、地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数（量の見込み）を定めます。

今期計画より統合された富津・大佐和地区と天羽地区の２つの教育・保育提供区域ごとに量の見込みと確保方策を定めます。第Ⅱ期計画中令和2年度～令和6年度において、両地区とも1号認定、2号認定、3号認定の量の見込み（①）に対して、それを上回る確保方策（②）となっており、確保方策（②）－量の見込み（①）は、いずれも不足のない状況になっています。

平成30年度の項目は、実績値を示しており、平成30年度の量の見込み（①）は利用児童数、確保方策（②）は利用定員数となっています。

1）富津･大佐和地区

富津･大佐和地区	平成30年度（実績）				令和2年度				令和3年度			
	1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定	
			0歳	1･2歳			0歳	1･2歳			0歳	1･2歳
量の見込み（①）	284	333	36	151	254	298	41	137	248	291	40	132
確保方策（②）	570	445	61	184	350	375	55	180	350	375	55	180
特定教育･保育施設	0	445	61	184	0	375	55	180	0	375	55	180
確認を受けない幼稚園	570	0	0	0	350	0	0	0	350	0	0	0
②－①	286	112	25	33	96	77	14	43	102	84	15	48

富津･大佐和地区	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定	
			0歳	1･2歳			0歳	1･2歳			0歳	1･2歳
量の見込み（①）	234	274	38	128	229	268	37	123	222	260	36	118
確保方策（②）	350	375	55	180	350	375	55	180	350	375	55	180
特定教育･保育施設	0	375	55	180	0	375	55	180	0	375	55	180
確認を受けない幼稚園	350	0	0	0	350	0	0	0	350	0	0	0
②－①	116	101	17	52	121	107	18	57	128	115	19	62

2)天羽地区

天羽地区	平成30年度(実績)				令和2年度				令和3年度			
	1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定	
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
量の見込み(①)	19	79	10	44	16	68	9	47	16	70	9	45
確保方策(②)	70	174	19	69	70	174	19	69	70	174	19	69
特定教育・保育施設	70	174	19	69	70	174	19	69	70	174	19	69
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②－①	51	95	9	25	54	106	10	22	54	104	10	24

天羽地区	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定	
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
量の見込み(①)	15	65	8	42	15	63	8	40	14	62	7	38
確保方策(②)	70	174	19	69	70	174	19	69	70	174	19	69
特定教育・保育施設	70	174	19	69	70	174	19	69	70	174	19	69
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②－①	55	109	11	27	55	111	11	29	56	112	12	31

3)全地区

全地区	平成30年度(実績)				令和2年度				令和3年度			
	1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定	
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
量の見込み(①)	303	412	46	195	270	366	50	184	264	361	49	177
確保方策(②)	640	619	80	253	420	549	74	249	420	549	74	249
特定教育・保育施設	70	619	80	253	70	549	74	249	70	549	74	249
確認を受けない幼稚園	570	0	0	0	350	0	0	0	350	0	0	0
②－①	337	207	34	58	150	183	24	65	156	188	25	72

全地区	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定		1号認定	2号認定	3号認定	
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
量の見込み(①)	249	339	46	170	244	331	45	163	236	322	43	156
確保方策(②)	420	549	74	249	420	549	74	249	420	549	74	249
特定教育・保育施設	70	549	74	249	70	549	74	249	70	549	74	249
確認を受けない幼稚園	350	0	0	0	350	0	0	0	350	0	0	0
②－①	171	210	28	79	176	218	29	86	184	227	31	93

4-3. 地域子ども･子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の実情に応じ実施する事業です。これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から、設定区域ごとに必要な量の見込み及び確保方策について設定します。各事業について令和2年度から令和6年度の「量の見込み」（＝どのくらいの需要があるのか）「確保方策」（＝いつどのくらいサービスを提供するのか、事業を実施するのか）を定めています。

地域子ども・子育て支援事業一覧
（1） 利用者支援事業 ……41 頁
（2） 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター） ……41 頁
（3） 妊婦健診 ……42 頁
（4） 乳児家庭全戸訪問事業 ……42 頁
（5） 養育支援訪問事業 ……42 頁
（6） 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） ……43 頁
（7） 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ……43 頁
（8） 一時預かり事業 ……43 頁
（9） 延長保育事業 ……45 頁
（10）病後児保育事業 ……45 頁
（11）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ……46 頁
（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業 ……47 頁
（13）多様な事業者の参入促進・能力活用事業 ……47 頁

（１） 利用者支援事業

提供区域	全市域
事業内容	子ども及び保護者等の身近な場所で教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談・助言を行うとともに、関係機関との連携を行う事業です。
今後の方向性	令和２年度に地域交流支援センター、令和３年度に市役所本庁での実施を目指します。

全市域					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(①)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策(②)	1か所	2か所	2か所	2か所	2か所
②－①	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所

（２） 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

提供区域	各区域
事業内容	未就園の子どもとその保護者を対象に、親子で遊ぶ中で子育てに関する情報交換や交流、仲間づくりができる場所を提供する事業です。
今後の方向性	令和２年度に天羽地区の地域交流支援センターでの開設及び休止している事業所の再開、また令和４年度にも１か所新規開設を目指します。

富津･大佐和地区					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(①)	4,622人	4,779人	4,938人	5,103人	5,263人
確保方策					
人数(②)	10,000人	10,000人	15,000人	15,000人	15,000人
施設数	2か所	2か所	3か所	3か所	3か所
②－①	5,378人	5,221人	10,062人	9,897人	9,737人

天羽地区					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(①)	933人	943人	956人	968人	990人
確保方策					
人数(②)	5,000人	5,000人	5,000人	5,000人	5,000人
施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②－①	4,067人	4,057人	4,044人	4,032人	4,010人

全地区					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(①)	5,555人	5,722人	5,894人	6,071人	6,253人
確保方策					
人数(②)	15,000人	15,000人	20,000人	20,000人	20,000人
施設数	3か所	3か所	4か所	4か所	4か所
②－①	9,445人	9,278人	14,106人	13,929人	13,747人

（3） 妊婦健診

提供区域	全市域
事業内容	より安全で安心な出産を支援するために、妊娠中に指定医療機関において14回を限度に基本的な健診を受ける費用を公費負担する事業です。
今後の方向性	現行と同様に実施します。

全市域

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,932人回	1,862人回	1,764人回	1,694人回	1,638人回
人数	138人	133人	126人	121人	117人
検診回数	14回	14回	14回	14回	14回
確保方策	・実施場所：指定医療機関　・実施方法：受診券の発行				

（4） 乳児家庭全戸訪問事業

提供区域	全市域
事業内容	子育ての孤立を防ぐため、生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師・助産師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供、育児や産後の生活の相談、養育環境等の把握を行う事業です。
今後の方向性	現行と同様に実施します。

全市域

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	195人回	188人回	178人回	171人回	166人回
確保方策	・実施体制：保健師、助産師（委託契約）による訪問　・実施機関：健康づくり課				

（5） 養育支援訪問事業

提供区域	全市域
事業内容	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
今後の方向性	現行と同様に実施します。

全市域

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	7人	7人	7人	7人	7人
確保方策	・実施体制：保健師による訪問　・実施機関：健康づくり課				

（６） 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

提供区域	全市域
事業内容	保護者の疾病や冠婚葬祭等の理由により、家庭において子どもを一時的に養育できない場合に児童養護施設等で預かる事業です。 ≪事業種類≫短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）、夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）
今後の方向性	令和４年度に委託施設を確保します。

全市域

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(①)	2人日	2人日	2人日	2人日	2人日
確保方策					
延べ人数(②)	0人	0人	365人	365人	365人
施設数	0か所	0か所	1か所	1か所	1か所
②－①	▲ 2人	▲ 2人	363人	363人	363人

（７） 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

提供区域	全市域
事業内容	地域において、乳幼児や小学生等の預かり等の援助を希望する者（利用会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に対する連絡・調整を実施する事業です。
今後の方向性	会員登録と利用促進を目指し、預かり場所等のサービス提供拠点確保の検討も進めます。

全市域

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(①)	339人日	389人日	439人日	489人日	539人日
確保方策(②)	339人日	389人日	439人日	489人日	539人日
②－①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

（８） 一時預かり事業

提供区域	各区域
事業内容	育児中のストレス解消や冠婚葬祭など家庭での保育が一時的に困難になったときに、保育所等で一時的に預かる事業です。
今後の方向性	現行と同様に実施します。

○幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

富津・大佐和地区					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(①)	10,080人	10,375人	10,686人	11,014人	11,359人
確保方策					
人数(②)	10,080人	10,375人	10,686人	11,014人	11,359人
施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
②－①	0人	0人	0人	0人	0人

天羽地区					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(①)	377人	365人	353人	342人	331人
確保方策					
人数(②)	377人	365人	353人	342人	331人
施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②－①	0人	0人	0人	0人	0人

全地区					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(①)	10,457人	10,740人	11,039人	11,356人	11,690人
確保方策	0	0	0	0	0
人数(②)	10,457人	10,740人	11,039人	11,356人	11,690人
施設数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
②－①	0人	0人	0人	0人	0人

○保育所（園）における一時預かり

富津・大佐和地区					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(①)	587人	596人	607人	619人	632人
確保方策					
人数(②)	587人	596人	607人	619人	632人
施設数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
②－①	0人	0人	0人	0人	0人

天羽地区					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(①)	129人	125人	121人	117人	113人
確保方策					
人数(②)	129人	125人	121人	117人	113人
施設数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
②－①	0人	0人	0人	0人	0人

全地区					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(①)	716人	721人	728人	736人	745人
確保方策	0	0	0	0	0
人数(②)	716人	721人	728人	736人	745人
施設数	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所
②－①	0人	0人	0人	0人	0人

（9） 延長保育事業

提供区域	各区域
事業内容	保育認定を受けた子どもについて、11時間の開所時間を超えて保育を実施する事業です。
今後の方向性	現行と同様に実施します。

富津・大佐和地区

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（①）	255人	256人	257人	258人	259人
確保方策					
人数（②）	255人	256人	257人	258人	259人
施設数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
②－①	0人	0人	0人	0人	0人

天羽地区

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（①）	10人	12人	14人	16人	18人
確保方策					
人数（②）	10人	12人	14人	16人	18人
施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②－①	0人	0人	0人	0人	0人

全地区

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（①）	265人	268人	271人	274人	277人
確保方策					
人数（②）	265人	268人	271人	274人	277人
施設数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
②－①	0人	0人	0人	0人	0人

（10）病後児保育事業

提供区域	全市域
事業内容	病後児について、家庭での保育に欠ける場合に保育園等の専用スペースで看護師等が一時的に保育を行う事業です。
今後の方向性	令和２年度より地域交流支援センターで２拠点目を開設します。

全市域

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（①）	372人	362人	344人	333人	322人
確保方策					
人数（②）	1,500人	1,500人	1,500人	1,500人	1,500人
施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
②－①	1,128人	1,138人	1,156人	1,167人	1,178人

（11）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

提供区域	各区域
事業内容	保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に適切な遊びや生活の場を提供して、児童の健全な育成を図る事業です。
今後の方向性	令和３年度に富津地区で既存クラブの移設により単位数を増加し、受入枠の拡大を目指します。令和２年度には天羽地区で単位数を増加します。

富津地区					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(①)	119人	128人	135人	144人	154人
小学1年生	37人	38人	41人	44人	47人
小学2年生	35人	38人	40人	43人	45人
小学3年生	19人	21人	22人	23人	25人
小学4年生	11人	12人	12人	13人	14人
小学5年生	9人	10人	11人	11人	12人
小学6年生	8人	9人	9人	10人	11人
確保方策					
登録児童数(②)	162人	187人	187人	187人	187人
施設数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
②－①	43人	59人	52人	43人	33人

大佐和地区					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(①)	77人	82人	87人	93人	99人
小学1年生	24人	25人	26人	28人	30人
小学2年生	23人	24人	26人	27人	29人
小学3年生	12人	13人	14人	15人	16人
小学4年生	7人	8人	8人	9人	9人
小学5年生	6人	6人	7人	7人	8人
小学6年生	5人	6人	6人	7人	7人
確保方策					
登録児童数(②)	120人	120人	120人	120人	120人
施設数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
②－①	43人	38人	33人	27人	21人

天羽地区					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(①)	26人	28人	30人	32人	34人
小学1年生	8人	8人	9人	10人	10人
小学2年生	8人	8人	9人	9人	10人
小学3年生	4人	5人	5人	5人	6人
小学4年生	2人	3人	3人	3人	3人
小学5年生	2人	2人	2人	3人	3人
小学6年生	2人	2人	2人	2人	2人
確保方策					
登録児童数(②)	35人	35人	35人	35人	35人
施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②－①	9人	7人	5人	3人	1人

全地区					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（①）	222人	238人	252人	269人	287人
小学1年生	69人	71人	76人	82人	87人
小学2年生	66人	70人	75人	79人	84人
小学3年生	35人	39人	41人	43人	47人
小学4年生	20人	23人	23人	25人	26人
小学5年生	17人	18人	20人	21人	23人
小学6年生	15人	17人	17人	19人	20人
確保方策					
登録児童数（②）	317人	342人	342人	342人	342人
施設数	9か所	9か所	9か所	9か所	9か所
②－①	95人	104人	90人	73人	55人

（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業

提供区域	全市域
事業内容	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育に必要な実費徴収に係る費用を助成する事業です。 幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園を利用する世帯収入360万円未満及び第３子以降の施設等利用給付認定子どもに対し、施設が徴収する副食材料費の助成を実施します。
今後の方向性	国の動向に応じ助成を実施し、併せて国の基準では対象外となる第３子以降の子どもにも助成を実施します。

（13）多様な事業者の参入促進・能力活用事業

提供区域	なし
事業内容	多様な事業者の能力を活用するため、新規参入施設等の事業者への巡回支援を行うほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業です。
今後の方向性	必要に応じて、検討を行います。

4-4. 幼児期の教育･保育の一体的な提供を含む子ども･子育て支援の推進方策

幼児期の教育・保育は、その子どもの生涯にわたる人格形成の基礎を担う重要なものであり、子どもの最善の利益を第一優先として考えながら、子どもたちへの質の高い教育・保育の提供を行うとともに、家庭や地域における教育・子育ての向上に向けた支援を実施していく必要があります。

（１）適切な集団規模の確保

子どもの健やかな育ちに重要となる集団生活や異年齢交流などを幅広く実施するため、子どもの育ちの視点に立った適切な施設規模の確保に努めます。

（２）認定こども園に係る基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況等に影響を受けず、柔軟に子どもを受け入れられる施設であり、子ども・子育て支援新制度では、認可手続の簡素化等により、新設や幼稚園・保育所からの移行が可能な仕組みとなっています。

本市では、既存の幼稚園や保育所（園）の移行希望や保護者の動向を踏まえ、認定こども園の移行を検討していきます。

（３）地域型保育の導入

３歳未満児の保育を基本とする地域型保育（小規模保育等）の導入を必要に応じ検討します。

（４）教育・保育に係る関係機関の連携

幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼・保・小連携）を図るための取組を推進します。

4-5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化により新たな給付（子育てのための施設等利用給付）の対象となった認可外保育施設、子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園等（特定子ども・子育て支援施設）については、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便の増進を図るため、施設や事業者等による法定代理受領（現物給付）を進めることで、保護者が希望する幅広い幼児教育・保育の機会を確保します。

また、特定子ども・子育て支援施設としての確認と公示を行うとともに、県と連携を図りながら指導監督と監査を実施する等、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施に向けて取り組んでいきます。

4-6. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けに希望に応じて円滑に、認定こども園や幼稚園、保育所（園）の施設や地域子育て支援事業等に関するきめ細やかな情報提供や相談支援を行うとともに、質の高い保育の提供に努めます。さらに、保護者の就労形態が多様化していることを踏まえ、保育を受ける子どもが安全かつ安心して過ごすことができるよう、多様な保育サービスを提供できる保育人材を確保し、体制の充実と質の向上に取り組みます。

また、保護者が産休・育休明けの希望する時期に、特定教育・保育施設等を円滑に利用できるよう、保護者に対して母子健康診断、乳幼児健診などのきめ細かな情報提供に努めます。

4-7. 学童期の子どもの放課後の居場所づくり

放課後の子どもへの取組については、放課後児童クラブと放課後子供教室があり、現在、富津市版放課後子供教室として平成30年度に「放課後ルーム」を１か所で開設しています。さらに、令和元年度には３か所に拡充し、家庭教育支援員がコーディネーターとなって活動しています。今後、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、国の「新・放課後子ども総合プラン」で示された各項目をもとに、目標事業量や実施計画、方策を検討し、以下のように推進していきます。

（１）目標事業量及び実施計画について

No.	事業内容	2023年度（令和５年度）までの目標事業量
1	放課後ルーム（放課後子供教室）の整備	3か所から１か所増設 ⇒　4か所設置（全小学校区の50%）
2	放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携	検討

（２）放課後児童クラブ及び放課後子供教室の推進に関する方策について

「新・放課後子ども総合プラン」では、放課後児童クラブの役割として、「単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけではなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を負っているものであることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。」とされています。これに示されるような、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の円滑な推進に向けて、次のような方策のもと、各種取組を推進していきます。

放課後児童クラブ及び放課後子供教室の推進に関する方策と実施内容

No.	項目	実施内容
1	放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策	総合的に放課後の居場所づくりを推進するため、運営者、保護者及び行政が協議する場を設けます。また、放課後児童クラブの支援員と放課後子供教室の支援員が定期的に情報交換を行い、児童の状況等を共有します。
2	小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策	教育委員会と福祉部局の間で協議し、学校施設の利用を促進します。
3	放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	同じ学校に通う児童の健やかな成長のため、教育委員会と福祉部局は、放課後対策について、実施主体にかかわらず連携して取り組みます。
4	特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	保護者の相談に応じる時間を設けるなど、子ども一人一人の状態に応じたきめ細やかな対応ができるよう努めます。

放課後児童クラブ及び放課後子供教室の違いについて

	放課後児童クラブ	放課後ルーム（放課後子供教室）
目的	保護者が労働等で昼間家庭にいない小学生に放課後の生活の場を提供し、保護者に代わり保育を行う。	子どもを見守り、安全・安心な子どもの活動拠点として、体験活動やスポーツ、地域住民との交流活動等を行う。
事業の位置づけ	児童福祉法に規定された社会福祉事業	社会教育法に規定された社会教育事業
対象児童	保護者が労働等で昼間家庭にいない小学生	全ての小学生
実施場所	学校の余裕教室、民間事業所、民家等	学校の余裕教室・特別教室等、公民館
利用料等	原則有料	無料
スタッフ	有資格者等	家庭教育指導員・支援員、社会教育指導員、教育部職員、地域ボランティア等
内容	家庭に代わる生活の場所（宿題、昼寝、おやつ、食事、しつけ等）	居場所、遊び・体験活動の場所（宿題、パソコン、ゲーム等）
開設日数	基本的に毎日	週１回（H30・R１）、年36回（４・８月、年末年始、年度末を除く。）
国の所管	厚生労働省	文部科学省

「新・放課後子ども総合プラン」：全ての小学校区で、一体的に又は連携して実施することを目指す。

4-8. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

児童虐待防止対策の充実、母子・父子家庭などのひとり親家庭等の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、市の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

（１）児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子どもの健やかな成長と発達を損ない、子どもの人権を侵害する深刻な問題であり、迅速かつ適切な対応が必要です。

市では、平成30年度に策定した「富津市ＤＶ・虐待防止計画」に基づき児童虐待防止に関わる施策を実施しています。児童虐待防止対策のため、地域の子育て支援活動と連携して、地域ぐるみの虐待の予防体制や相談体制の充実を図ります。

また、子どもの権利擁護に関しては、体罰によらない子育ての推進を図ります。

さらに、児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、支援を必要とする子どもや妊婦の早期の把握、子育て世代包括支援センター事業の推進、市町村子ども家庭総合支援拠点の整備、要保護児童対策地域協議会の取組の強化、児童相談所と市町村等の情報共有の推進を図ります。

（２）ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等については、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費助成、保育料の減額など経済的支援を行うほか、県との連携を図り、ひとり親家庭等の自立に向けた相談体制の充実を図ります。

（３）障がい児などの支援

障がい児など特別な支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、地域で安心して生活できるよう自立支援医療の給付や年齢、障がい等に応じた専門的な医療や療育の支援に取り組みます。

また、保護者への情報提供を行い、事業利用の円滑化を図ります。

（４）幼児教育・保育等の質の確保及び向上

専門性の向上を図るため、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の教育・保育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言等を行う幼児教育アドバイザーの配置に努めます。

（５）外国につながる幼児への支援・配慮

本市は、国際化の進展を踏まえて、地域における外国人等の在住状況や出身地域等を踏まえつつ、保護者及び教育・保育施設等に対する支援策を検討します。

4-9．職業生活と家庭生活との両立の推進

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現について、国の「仕事と生活の調和憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」等において、国民が積極的に取り組むことと、国や地方公共団体がそれを支援すること等により、社会全体で運動として広げていく必要があるとされています。

市では、働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実を図り、働きやすい環境の整備に努めます。また、子育て講座の開催など、地域の実情に応じた取組を推進します。

第５章　子ども･子育ての施策

本計画における子ども・子育ての施策については、次世代育成支援行動計画における主要施策を承継し、また、各施策の実施状況を把握し、事業の推進を図ります。

5-1.　施策の体系

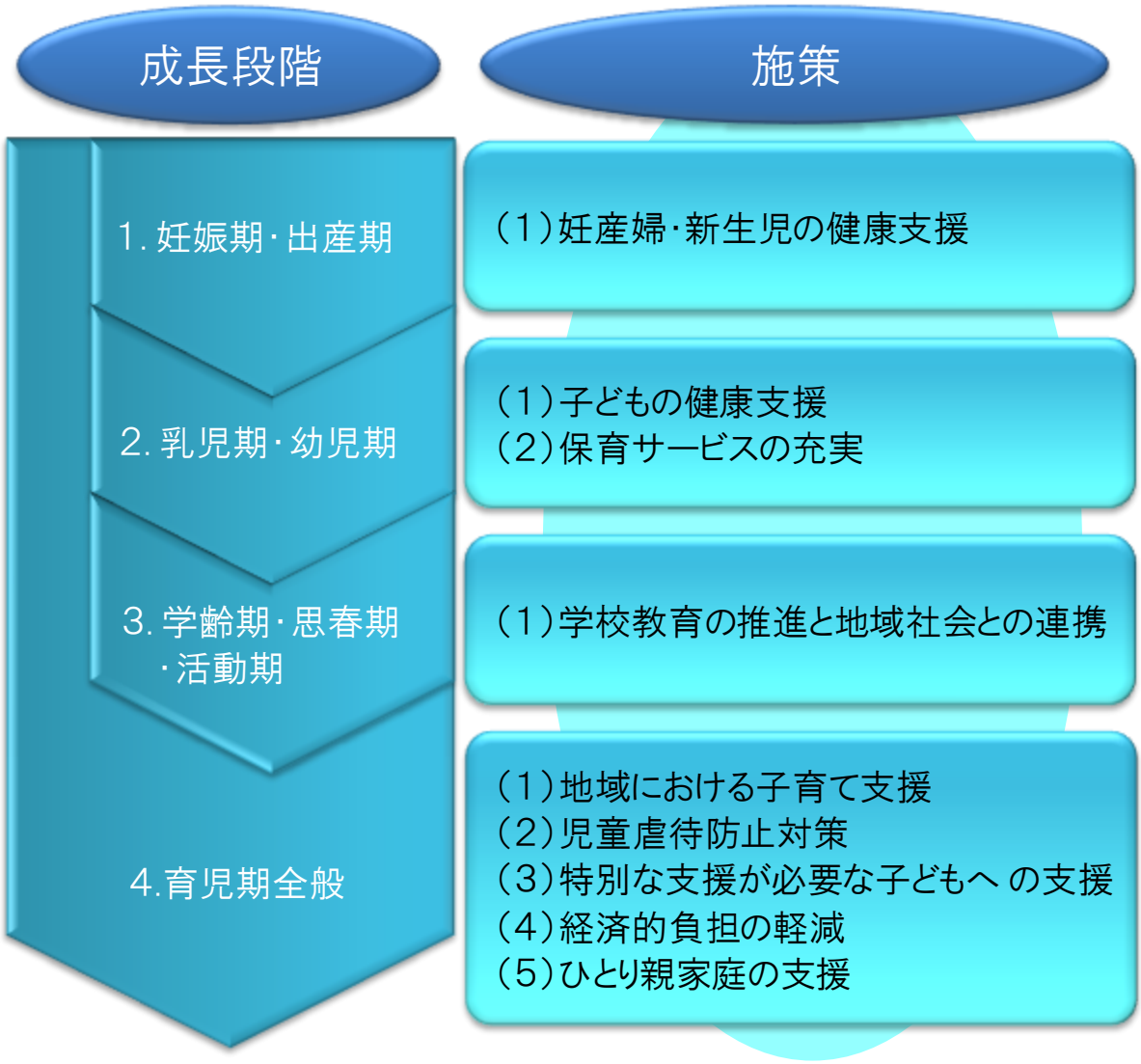

5-2. 成長段階ごとの施策

１ 妊娠期・出産期

（１）妊産婦・新生児の健康支援

妊産婦及びその家族が、安心して妊娠・出産・子育てができるように、妊娠期・出産期の相談事業や講座等の充実を図ります。

※「事業内容」欄の●は平成３０年度の事業回数等実績

No.	事業名	事業内容	担当部署
1-1	母子健康手帳の交付	母子健康手帳交付時に保健師等が妊婦等への面接を行い、妊娠・出産・子育てに関する不安や悩みの相談や子育て情報の提供等を行う。	健康づくり課
1-2	妊婦健診	より安全で安心な出産を支援するために、妊娠中に指定医療機関において14回を限度に公費で基本的な健診を受けられるようにする。	健康づくり課
1-3	妊娠期支援事業	妊娠中の母体管理と栄養管理、胎児の発育について、妊娠届出時等に個別指導を行う。	健康づくり課
1-4	新生児・産婦訪問	生後28日以内の新生児に対し、保健師や助産師が訪問し、健康状態の確認や必要な保健指導、健康や育児に関する相談などを行う。	健康づくり課
1-5	マタニティ講座	子育て情報や育児体験、また妊婦同士の交流の機会を提供し、育児不安の軽減を図る。 ●講座開催：２回	子育て支援課
1-6	子育て世代包括支援センター【新規】	妊産婦及び乳幼児等が安心して健康な生活ができるよう、利用者目線に立って、一貫性・整合性のある支援を行う。	健康づくり課
1-7	産後ケア事業【新規】	産後4か月までの母子を対象に、産科医療機関において、授乳指導、心身のケア等を行い、産後の生活を支援する。	健康づくり課

２ 乳児期・幼児期

（１）子どもの健康支援

子どもの心と身体の健やかな成長を支援する環境づくりを推進します。

通番	事業名	事業内容	担当部署
2-1	乳児家庭全戸訪問事業	子育ての孤立を防ぐため、生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師・助産師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供、育児や産後の生活の相談、養育環境等の把握を行う。	健康づくり課
2-2	乳幼児相談	乳幼児期の子育てに関することや食事等について面接相談、電話相談を実施する。	健康づくり課
2-3	育児教室（４か月児・７か月児・10か月児・１歳児・２歳６か月児）	発達の節目の時期に、成長・発達の経過、食事、虫歯予防を学ぶ教室を開催する。	健康づくり課
2-4	離乳食教室	月齢（５か月）にあった食事についての学習と食材の使い方や作り方等を実習する。	健康づくり課
2-5	１歳６か月児健診	計測・診察（内科・歯科）・相談（発達・栄養）を実施し、子どもの発育・発達、食事内容を養育者と確認する。	健康づくり課
2-6	３歳児健診	計測・診察（内科・歯科）・検査（尿・視力・聴力）・相談（発達・栄養）を実施し、子どもの発育・発達、食事内容を養育者と確認する。	健康づくり課
2-7	予防接種	感染症を予防するため、予防接種を行う。	健康づくり課
2-8	食育事業	健全な食事環境を通じた家族の団らんの大切さや食事の楽しさ、望ましい食事のあり方、食を通じた心の健全育成を学ぶため、食事に関する講習会・実習を行い、親子・親同士の交流を図る。 ●講座開催：４回	子育て支援課
2-9	ブックスタート事業【新規】	４か月児健診の機会に、市民ボランティアとともに、読み聞かせの体験と絵本をプレゼントする活動を通して、赤ちゃんと保護者が、絵本を介して心ふれあう時間を持つきっかけを提供する。	生涯学習課
2-10	乳幼児歯科指導【新規】	乳幼児健診、窓口等で口腔内ケアについての相談・指導を行う。	健康づくり課

（2）保育サービスの充実

多様な保育需要に応じて、利用しやすい保育の提供を推進します。

通番	事業名	事業内容	担当部署
2-11	一時預かり事業	育児中のストレス解消や冠婚葬祭など家庭での保育が一時的に困難になったときに、保育所等で一時預かり保育を実施する。	子育て支援課
2-12	延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、11時間の開所時間を超えて保育を実施する。	子育て支援課
2-13	病後児保育事業	病後児について、家庭での保育に欠ける場合に保育園等の専用スペースで看護師等が一時的に保育を実施する。	子育て支援課

３ 学齢期・思春期・活動期

（１）学校教育の推進と地域社会との連携

豊かな人間性と体力等を育成するため、教育の充実と子どもたちが様々な体験活動ができる機会の充実に努めます。

通番	事業名	事業内容	担当部署
3-1	外国語指導助手（ALT）の配置	「生きた英語」を学び、小・中学生の英語によるコミュニケーション能力を高め、異文化理解や国際理解を推進するため、ALTを配置する。 ●配置延べ日数：591 日	教育センター
3-2	情報教育の推進	情報教育を推進するため、コンピュータ室等の整備・充実を図る。ICT機器の活用を通して、児童・生徒の情報活用能力を育成する。	教育センター
3-3	教育相談事業	いじめ・不登校・引きこもり・家庭内暴力・発達障がい等の相談活動を行う。	教育センター
3-4	食育の推進	小・中学生が正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう栄養教諭等を食育指導員として位置づけ、各学校における食育を推進する。 ●食育指導員派遣回数：延 84 回	教育センター
3-5	家庭教育指導員	家庭教育に関する相談や指導にあたるほか、「家庭教育支援チーム」の支援員として子どもを見守りながら保護者や地域の支援者とつながる。 ●実施日数：144 日	生涯学習課
3-6	富津市スポーツ少年団事業	地域に根ざしたスポーツ活動を推進し、郷土の未来を担う青少年の心身の健全な育成を図る。	生涯学習課
3-7	こどもチャレンジ教室	宿泊体験や他の体験活動を通して、こどもの自主性・創造性・社会性を育てる。	中央公民館
3-8	こどもチャレンジ教室	宿泊体験や他の体験活動を通して、こどもの自主性・創造性・社会性を育てる。	市民会館
3-9	こどもチャレンジ教室	宿泊体験や他の体験活動を通して、こどもの自主性・創造性・社会性を育てる。	富津公民館
3-10	青少年相談員活動	市や各地区のつどい大会等を通して、青少年への多様な体験活動を提供し、また、地域活動等を担う青少年相談員相互の情報交換を行い、青少年の健全育成を図る。	生涯学習課
3-11	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が仕事等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、放課後に適切な遊びや生活の場を提供して、児童の健全な育成を図る。	子育て支援課
3-12	放課後ルーム（放課後子供教室）【新規】	小学校や公民館で、放課後の児童の居場所を提供するとともに、送迎時等に保護者の相談に応じる。（「家庭教育支援チーム」事業）	生涯学習課

通番	事業名	事業内容	担当部署
3-13	子どもの学習支援事業【新規】	生活困窮世帯の小学生及び中学生に対して、学習支援、居場所の提供、進路相談等に応じることで、生活習慣及び育成環境の改善を図る。	社会福祉課
3-14	学習サポート会（地域未来塾）【新規】	公民館等で、主に塾に通っていない中学３年生を対象に、数学・英語の基礎を中心とした学習の支援をする。期間は11月～２月。	生涯学習課
3-15	防災教育の推進【新規】	災害発生時の減災に繋げるには、子どものうちから正しい災害に対する備えや知識を習得することが重要なため、講座を実施する。	防災安全課
3-16	児童・生徒歯科指導【新規】	小・中学生に対する歯科保健指導や小・中学校養護教諭に対する歯科指導教育を行う。	健康づくり課

４ 育児期全般

（１）地域における子育て支援

子育て環境の充実や地域における子育て支援の機会や場の創出に努め、子どもの心と身体の健やかな成長を支援していきます。

通番	事業名	事業内容	担当部署
4-1	利用者支援事業	子ども及び保護者等の身近な場所で教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談・助言を行うとともに、関係機関との連携を行う。	子育て支援課
4-2	子育て情報の発信	ホームページ・広報紙・安全安心メール・ＳＮＳを活用し、子育てに関する情報提供を充実させる。	子育て支援課
4-3	「布えほん」貸出	ボランティア団体「布えほんメルヘン」により製作された布絵本やおもちゃを、市内幼稚園、保育所（園）、個人及び福祉団体に貸し出す。 ●実施日数：７回	社会福祉協議会
4-4	地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	未就園の子どもとその保護者を対象に、親子で遊ぶ中で子育てに関する情報交換や交流、仲間づくりができる場所を提供する。	子育て支援課
4-5	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	地域において、乳幼児や小学生等の預かり等の援助を希望する者（利用会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に対する連絡・調整を実施する。	子育て支援課
4-6	おひさま広場事業	乳幼児を持つ保護者が気軽に集い、親子の交流、育児相談、子育て情報の提供を行う。 ●開催：７回	子育て支援課
4-7	園庭開放	子育て家庭の交流の場、また、園と地域のつながりをつくるために、保育所（園）や幼稚園に通園していない親子に園庭を開放する。	子育て支援課
4-8	移動図書館	公民館図書室等から離れた地域を巡回し、図書貸し出しサービスの充実を図り、生涯にわたる学習の向上を図る。 ●運行日数：84 日	生涯学習課
4-9	学校施設の有効利用	学校施設の地域開放に向けて、各学校で必要に応じて関係機関と相互調整し、有効利用を図る。	教育総務課 生涯学習課
4-10	読み聞かせボランティア講座【新規】	絵本や昔ばなしが子ども達の成長に果たす役割を学び、生涯の財産となる本に親しむきっかけとなる読み聞かせの担い手を養成する。	生涯学習課

（２）児童虐待防止対策

児童虐待防止対策のため、地域の子育て支援活動と連携し、相談体制の充実を図ります。

通番	事業名	事業内容	担当部署
4-11	児童虐待相談対応事業	地域において児童と接する機会のある関係機関と連携を図り、早期の児童虐待の予防・防止活動を行う。	福祉の窓口課
4-12	児童家庭相談事業	家庭における人間関係の健全化、児童の適正な養育等、家庭児童福祉に関する相談指導を実施する。	福祉の窓口課
4-13	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。	健康づくり課

（３）特別な支援が必要な子どもへの支援

障がいの有無にかかわらず、全ての子どもたちが自分らしい生活を送ることができるよう、各専門機関が連携し、学校、地域においてともに学ぶ機会の充実や環境づくりを推進します。

通番	事業名	事業内容	担当部署
4-14	幼児ことばの相談会	ことばの問題の早期発見、早期対応を行い、就学後の継続指導に結びつけるため、希望のあった就学前の幼児を対象に相談会を実施する。 ●開催：２回	教育センター
4-15	保育所（園）・幼稚園への巡回訪問	特別支援学校教諭に療育技術指導を依頼し、障がい児等の入所している保育所等職員の資質向上を図る。	子育て支援課
4-16	特別支援教育の推進	LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥/多動性障がい）、高機能自閉症等を含む、特別な支援を要する児童・生徒に適切な教育的支援や指導を行う体制を整える。	学校教育課
4-17	学校におけるカウンセリングの推進	いじめや心の悩み等の諸問題において、児童・生徒、保護者からの相談に応じるため、県から配置されたスクールカウンセラーを有効に活用する。	教育センター
4-18	不登校児童・生徒の適応指導	不登校児童・生徒への適応指導対策として、適応指導教室を運営するとともに、学校や関係諸機関とのネットワークをいかして総合的な取組を実施する。	教育センター
4-19	問題を抱える子ども等の自立支援事業	自立支援指導員を小・中学校に配置し、不登校やいじめ・児童虐待等の諸問題の未然防止や早期発見・早期対応を行う。	教育センター
4-20	はまかぜ教育相談	専門医による教育相談を実施し、児童の悩み・不安・問題行動について専門的な立場からカウンセリングを行う。	教育センター

通番	事業名	事業内容	担当部署
4-21	療育等支援事業	千葉県社会福祉事業団児童サービスセンターに委託し、市役所内で臨床心理士又は言語聴覚士によることばの訓練や心理診断等の子どもの療育相談を行う。	福祉の窓口課
4-22	相談支援事業	障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障がい福祉サービスを利用するにあたり、サービス計画の作成や事業所との調整を行い適正なサービス利用を促進する（障害児相談事業所）。通常の相談支援では対応が不十分な引きこもりや障がい福祉サービスの未利用者に対し、早期発見や適切なサービスの利用を促進する（一般相談支援事業所）。	福祉の窓口課
4-23	在宅生活支援事業	障害者総合支援法に基づく在宅サービス（居宅介護・重度障害者等包括支援）の利用促進を図る。	福祉の窓口課
4-24	日中活動支援事業	障害者総合支援法に基づく日中活動サービス（短期入所）、地域生活支援事業（日中一時支援・地域活動支援センターⅠ型・Ⅱ型・Ⅲ型）及び児童福祉法に基づく障がい児通所サービス（放課後等デイサービス・児童発達支援）の利用促進を図り、障がい児の日中における活動の場を確保する。	福祉の窓口課
4-25	社会参加促進事業	障害者総合支援法に基づく行動援護、同行援護及び補装具費支給事業、地域生活支援事業に基づく日常生活用具給付等事業、移動支援事業及び意思疎通支援事業等を実施し、障がい児の社会参加の促進を図る。	福祉の窓口課
4-26	各種手当給付事業	特別児童扶養手当・障害児福祉手当を20歳未満の重度の障がい児に給付する。	社会福祉課
4-27	各種医療費等助成事業	障がいのある児童に対し、自立支援医療（育成医療・精神通院医療）、重度心身障害者医療、精神障害者医療の医療費助成を行う。	社会福祉課
4-28	各種割引制度の周知	障がいの程度によって公共料金や交通機関料金等の割引対象となる者に制度を周知する。	福祉の窓口課
4-29	障がい児を育てる地域の体制整備事業	研修会や講演会を実施することにより、障がい児への理解を深める。	福祉の窓口課

（4）経済的負担の軽減

養育や教育に要する費用、医療費の負担軽減を図るための助成を行うとともに、各種制度の周知を図ります。

通番	事業名	事業内容	担当部署
4-30	児童手当	児童を養育している家庭の生活安定と児童の健全育成を目的に、中学校修了前まで児童手当を支給する。	子育て支援課
4-31	子ども医療費助成	中学校修了前までの子どもが入院や通院した場合、千葉県の助成制度に上乗せし助成する。	子育て支援課
4-32	未熟児養育医療給付	出生時の体重が2,000g以下又は身体の発達が未熟なまま出生し、入院治療を必要とする乳児の医療費を助成する。	子育て支援課

（5）ひとり親家庭の支援

ひとり親家庭等の自立を支援するため、各種支援施策を推進します。

通番	事業名	事業内容	担当部署
4-33	母子・父子自立支援相談事業	母子家庭等の相談指導・支援を実施する。	福祉の窓口課
4-34	児童扶養手当	父又は母と生計を同じくしていない１８歳の年度末までの児童等を持つ母、父又は養育者に支給する。	子育て支援課
4-35	ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭等に対して医療費の一部を助成する。	子育て支援課
4-36	母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付相談	母子・父子家庭・寡婦の福祉向上のための資金貸付相談を行う。	福祉の窓口課
4-37	ひとり親家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業	ひとり親家庭等の母又は父が、就職に有利な資格を取得するために養成機関で職業訓練を行う場合に、給付金を支給する。	子育て支援課

第６章　計画の推進体制

6-1.　関連機関との連携

本計画の推進にあたっては、行政のみならず、市民をはじめ、市民団体、地域、学校、ＮＰＯ法人、社会福祉協議会、ボランティア、企業・事業者などの関係機関・団体の協力が必要不可欠です。このため、これらの市民、関係機関等と相互に連携し、計画の着実な推進を図ります。

6-2.　計画の達成状況の点検･評価

本計画の策定に向けて、学識経験者、子育ての当事者や支援者、教育・保育関係者等から構成する「富津市子ども・子育て会議」において議論を行ってきました。

当会議は、子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況を調査・審議する場に位置づけられているため、計画策定後も当会議において、各施策の進捗状況を把握し、点検・評価を継続的に実施することにより、PDCAサイクルに基づく進行管理を行っていきます。計画の推進＝実行段階においても、どうしたらもっと良くなるのか、次にどうしたらよいかと、フィードフォワード（※１）を繰り返していきます。

点検・評価等の結果は、本市ホームページ等で公表します。なお、教育・保育事業及び地域子育て支援事業の計画に定める量の見込みが大きく変動する場合には、計画を見直し、必要に応じて一部改定を行うこととします。

※１　フィードフォワード…問題が起こってから改善するのではなく、問題が起こらないように事前に最善の対策をとる考え方

【PDCAサイクル】

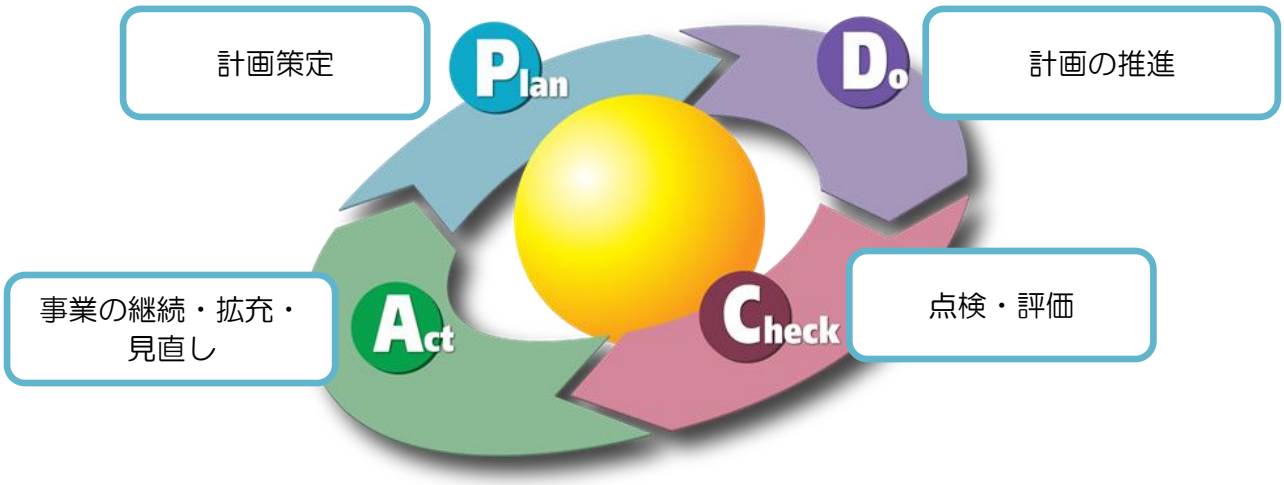

参考資料

1　計画策定の経過

期日	概要
平成30年６月29日	平成30年度第１回富津市子ども・子育て会議
平成30年９月18日	平成30年度第２回富津市子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査について
平成30年10月	子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査 ・就学前児童、小学生の全保護者対象
平成31年３月19日	平成30年度第３回富津市子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査結果について ・保育施設の利用定員の変更について ・富津市 DV・虐待防止計画について
令和元年６月26日	令和元年度第１回富津市子ども・子育て会議 ・富津市子ども・子育て支援事業計画（第Ⅰ期）の平成30年度実施報告について ・教育・保育及び地域子育て支援事業の課題について ・教育・保育及び地域子育て支援事業の提供区域について ・令和元年度の会議スケジュール（案）について
令和元年８月８日	令和元年度第２回富津市子ども・子育て会議 ・富津市子ども・子育て支援事業計画（第Ⅰ期）に係る計画期間の評価について ・第Ⅱ期計画の策定方針について ・富津市子ども・子育て支援事業計画（第Ⅰ期）の改定について ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の妥当性について ・第Ⅱ期計画の確保方策について ・第Ⅱ期計画の骨子（案）について
令和元年10月29日	令和元年度第３回富津市子ども・子育て会議 ・第Ⅱ期富津市子ども・子育て支援事業計画素案について
令和元年11月26日	令和元年度第４回富津市子ども・子育て会議 ・第Ⅱ期富津市子ども・子育て支援事業計画パブリックコメント案について
令和元年12月23日～ 令和２年１月22日	パブリックコメント実施 ・第Ⅱ期富津市子ども・子育て支援事業計画（案）について
令和２年２月13日	令和元年度第５回富津市子ども・子育て会議 ・第Ⅱ期富津市子ども・子育て支援事業計画（案）のパブリックコンメント結果等について
令和２年３月	第Ⅱ期富津市子ども・子育て支援事業計画策定

2　富津市子ども･子育て会議設置条例

平成25年９月25日条例第14号

（設置）

第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定に基づき、富津市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　会議は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第１項各号に掲げる事務を処理するものとする。

（組織）

第３条　会議は、委員15人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（1）　子どもの保護者

（2）　事業主を代表する者

（3）　労働者を代表する者

（4）　子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

（5）　子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、会議を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　会議は、会長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第７条　会議の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

3　富津市子ども･子育て会議委員名簿

	委員区分	職等	氏名	備考
1	子どもの保護者	市民公募	三木　照恵	
2	子どもの保護者	公立保育所保護者 （峰上保育所）	島野　敦子	
3	子どもの保護者	私立保育園保護者 （大貫保育園）	渡邉　彩佳	
4	子どもの保護者	私立幼稚園保護者 （明澄幼稚園）	石井　愛子	
5	子どもの保護者	富津市 PTA 連絡協議会副会長	髙橋　直樹	
6	事業主代表	イオンモール富津 ゼネラルマネージャー	岩濱　真也	
7	労働者代表	連合千葉 南総地域協議会　幹事	宮原　俊一	
8	事業従事者	富津市立峰上保育所長	諏訪　智子	
9	事業従事者	大貫保育園長	榎本　信弘	
10	事業従事者	明澄幼稚園　主任	君塚　善恵	
11	事業従事者	認定こども園 みなと幼稚園　幼稚園教諭	江澤　恵	
12	事業従事者	学童保育クラブ あそび塾　役員	オノミチ　三由紀	副会長
13	学識経験者	清和大学 短期大学部　准教授	畠山　智宏	
14	学識経験者	富津市議会推薦	平野　英男	会長
15	学識経験者	富津市教育センター所長	河野　信成	

（順不同・敬称略）

第Ⅱ期富津市子ども・子育て支援事業計画

令和２年３月

■編集・発行 富津市 健康福祉部子育て支援課
〒293-8506 千葉県富津市下飯野2443番地
TEL：0439-80-1256
FAX：0439-80-1350